

● 共済事業を行う市町村の模範条例の基準

〔昭和38年12月27日38農経B第4054号農林事務次官依命通知〕

改正 昭和40年7月29日40農経B第2660号、41年4月13日41農経B第1482号、42年1月20日42農経B第161号、44年2月12日44農経B第339号・8月4日44農経B第2193号、46年12月25日46農経B第2930号、48年2月15日48農経B第212号、49年2月8日49農経B第201号、50年3月31日50農経B第528号、51年12月1日51農経B第3153号、53年7月5日53農経B第261号、54年2月24日54農経B第520号・3月27日54農経B第770号・11月29日54農経B第3434号、昭和55年8月4日55農経B第2169号・11月29日55農経B第3593号、昭和56年3月3日56農経B第389号・3月17日56農経B第884号・9月7日56農経B第2629号、57年1月25日57農経B第113号・4月23日57農経B第1196号、58年9月27日58農経B第2553号、60年11月1日60農経B第3335号、62年2月20日62農経B第413号、平成元年10月3日元農経B第2685号、3年4月1日3農経B第873号、5年7月30日5農経B第1968号・10月8日5農経B第2376号、6年4月18日6農経B第1198号、7年3月28日7農経B第921号・11月1日7農経B第2938号、11年4月21日11農経B第1160号、12年6月12日12農経B第1231号、13年1月5日12農経A第1768号、14年1月11日13経営第5253号、14年4月1日13経営第7020号、14年7月1日14経営第1907号、16年1月9日15経営第5367号、17年2月28日16経営第7385号、平成19年4月2日18経営第7035号、平成21年2月1日21経営第5586号、平成22年3月30日21経営第7191号、平成23年6月20日23経営第670号、平成23年9月30日23経営第1814号、平成27年1月9日26経営第2541号、平成27年4月27日経営第3588号、平成29年7月31日29経営第1215号

〇〇村（市町）農業共済条例

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 共済事業

第1節 通則（第3条～第24条）

第2節 農作物共済（第25条～第42条）

第3節 家畜共済（第43条～第76条）

第4節 果樹共済（第77条～第97条）

第5節 畑作物共済（第98条～第118条）

第6節 園芸施設共済（第119条～第143条）

第3章 財務（第144条～第155条）

第4章 きよ出金の払いもどし（第156条）

第5章 農業共済事業運営協議会（第157条～第161条）

第6章 損害評価会（第162条～第167条）

第7章 雑則（第168条～第170条）

附 則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この村(市町)が農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行なう共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(実施区域)

第2条 この村(市町)が行なう共済事業の実施区域は、この村(市町)の区域とする。

(備考)

実施区域は、法第85条の3第3項、第5項又は第85条の6第3項の規定により共済事業の実施区域として公示された区域とすること。

第2章 共済事業

第1節 通 則

(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)

第3条 この村(市町)は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第3号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第4号、畑作物共済にあつては第5号、園芸施設共済にあつては第6号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、この村(市町)との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻、陸稻及び麦

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日(法第84条第1項第3号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日)を経過した牛(以下「成牛」という。)、子牛等(成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。)、出生の年の末日(同号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日)を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。)から出生後第8月の月の末日までの肉豚(種豚以外の豚をいう。以下同じ。)

共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡

(3) 共済目的 ○○○及び○○(屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている第6号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。)

- 共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）
- （4）共済目的 ○○○及び○○（前号かつこ書に規定する果樹及びその生育の程度が毎年結実する状態に達していない果樹を除く。）
- 共済事故 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷
- （5）共済目的 ○○○及び○○（次号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培されているものを除く。）並びに蚕繭
- 共済事故 農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収、蚕繭にあつては蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害による減収
- （6）共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。）が農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という（第7章を除く。）。）第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）を除く。以下「特定園芸施設」という。）
- 共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害
- 2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。
- （1）疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。

- (2) 不慮の災厄によつて救ふことのできない状態に陥つたとき（家畜が家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
 - (3) 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。
 - (4) 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合において、その事実の明らかとなつた日の翌日から起算して30日以上生死が分明でないとき。
 - (5) 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき。
 - (6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき。
 - (7) 牛が出生時において奇型又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。
- 3 第49条の包括共済関係の成立により消滅した第56条第1項の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第5号及び第6号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。
- 4 この村（市町）の包括共済に付されていた家畜であつて、第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継によりこの村（市町）の他の包括共済に新たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現にこの村（市町）と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。
- 5 収穫共済のうち、〇〇〇及び〇〇に係る第120第6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済に限り、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする。
- 6 第1項第4号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつては、その程度が、その埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として第89条第5項の規定によりこの村（市町）が定める金額を超える程度のものとし、損傷にあつては、その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の3分の2以上の部分にわたる程度のものとする。
- 7 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができ
る。
- (1) 次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず

又は行われないおそれがある施設園芸用施設を除く。以下「附帯施設」という。)

- イ 温湿度調節施設
- ロ かん水施設
- ハ 排水施設
- ニ 換気施設
- ホ 炭酸ガス発生施設
- ヘ 照明施設
- ト しや光施設
- チ 自動制御施設
- リ 発電施設
- ヌ 病虫害等防除施設
- ル 肥料調製散布施設
- ヲ 養液栽培施設
- ワ 運搬施設
- カ 栽培棚
- コ 支持物

- (2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（法第3章の規定による農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物及び育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。)

(備考)

- 1 法第85条の7において準用する法第85条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う市町村又は法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により農作物共済自体を行わない市町村にあつては、第1項中不要の部分进行削ること。
- 2 法第85条の7において準用する法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない市町村にあつては、第1項第1号中「病虫害」の下に「(水稻については、いねしらはがれ病菌による病害、いねおうかいしゆく病菌による病害その他その防止の方法が確立されていない病虫害で農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)第2条第3号の規定に基づき農林水産大臣が指定したものに限る。)」を加えること。この場合において、その共済事業の実施区域の一部においてのみ水稻につき病虫害を共済事故としない市町村にあつては、本備考中「(水稻」とあるのは「(この村(市町)と法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域内に住所を有する者又はその構成員の全てが第2条に規定する区域内に住所を有する法第16条第1項の農作物共済資格団体との間に成立する農作物共済の共済関係に係る水稻」と改めること。
- 3 法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う市町村又は法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない市町村にあつては、第1項から第4項までの規定中不要の部分进行削る

こと。

- 4 法第150条の3の2の規定により農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とする市町村にあつては、第1項第1号中「鳥獣害」の下に「法第150条の3の2に規定する農作物共済にあつては、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）」を加えること。
- 5 子牛等を家畜共済の共済目的としない市町村にあつては、第1項第2号中「（以下「成牛」という。）、子牛等（成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。）」及び「牛の胎児及び」を削り、第2項第7号を削ること。
- 6 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項第2号中「豚をいう。以下同じ。）」の下に「。ただし、第43条第4項の規定により成立する共済関係（以下「特定包括共済関係」という。）にあつては、出生後第20日の日を経過した肉豚。」を加えること。
- 7 果樹共済を行わない市町村又は収穫共済若しくは樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の部分（第7項第2号を除く。）を削る等所要の手直しを行うこと。
- 8 第1項第3号及び第4号中「〇〇〇」及び「〇〇」には、法第84条第1項第4号又は第5号の果樹のうち市町村がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定すること。
- 9 指定かんきつ又はなしをその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする市町村においては、第1項第3号又は第4号を規定するに当たっては、指定かんきつにあつては共済目的とするものを「指定かんきつ（〇〇をいう。以下同じ。）」と規定し、なしにあつては「なし（支那なしの品種を除く。）」と規定すること。
- 10 法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済を行わない市町村又は当該収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹の全てにつき果実の品質の低下を共済事故としない市町村にあつては第1項第3号中「及び品質の低下」を削り、及び第5項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 11 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済を行わない村（市町）にあつては、第1項第3号中「（法第120上の6第1項第3号中に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）」を削り、第6項中「第89条第5項」を「第89条第4項」に改める等所要の手直しを行うこと。
- 12 畑作物共済の全部又は一部を行わない市町村にあつては、この条中不要の部分（第7項第2号を除く。）を削る等所要の手直しを行うこと。
- 13 第1項第5号中「〇〇〇」及び「〇〇」には、法第84条第1項第6号の農作物のうち市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物を規定すること。

- 14 いんげん、てん菜又は茶をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第1項第5号中「〇〇」とあるのは「いんげん（手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげんのいんげんの品種に限る。）」、「てん菜（専ら製糖用に供するため栽培される品種に限る。）又は「茶（冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）」と規定すること。
- 15 てん菜又はさとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第1項第5号中「農作物の減収」とあるのは「農作物の減収（てん菜又はさとうきびにあつては、農作物の減収及び糖度の低下）」と規定すること。
- 16 法第150条の6第1項第2号の規定により茶をその行う畑作物共済の共済目的とする市町村にあつては、第1項第5号中「農作物の減収」とあるのは「農作物の減収（第111条第3項に規定する畑作物共済にあつては、風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収を伴う生産金額の減少）」と改めること。
- 17 園芸施設共済を行わない市町村にあつては、第1項中第3号中「第6号」とあるのは、「法第84条第1項第7号」と、同項第5号中「次号」とあるのは「法第84条第1項第7号」と改め、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 18 附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第7項を削り、附帯施設の全部若しくは一部又は施設内農作物のいずれかをその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第7項中不要のものを削る等所要の手直しを行うこと。
- 19 附帯施設については、第7項第1号に掲げる施設の範囲内において具体的名称を規定してもよい。

（共済掛金の納付義務）

第4条 この村（市町）との間に共済関係の存する者は、この条例で定めるところにより、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額（以下「加入者負担共済掛金」という。）をこの村（市町）に納付しなければならない。

（事務費の賦課）

第5条 この村（市町）は、毎会計年度、この村（市町）が共済事業を行なうため必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び〇〇県（都道府）農業共済組合連合会からこの村（市町）に賦課された賦課金の支払に充てる費用をこの村（市町）との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、村（市町）長が議会の議決を経て定める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 陸稲共済割
- (3) 麦共済割
- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割

- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割
- (8) 均等割
- (9)

3 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の納期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の納期限（家畜共済割、果樹共済割、畑作物共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあつては第74条第1項、第88条第1項、第117条第1項又は第142条第1項の規定により加入者負担共済掛金の分割納付が認められている場合には、その第1回の納期限、均等割により賦課する賦課金にあつては〇〇についての加入者負担共済掛金の納期限）と同一の期限とする。

4 賦課金は、納入通知書により徴収するものとする。

（備考）

- 1 第2項各号列記の部分及び第3項かつこ書は、それぞれの市町村の実態に応じ適宜改めること。
- 2 第3項括弧書中の〇〇には、水稻、陸稲、麦1類、麦2類、麦3類、麦4類、麦5類、麦6類、麦7類、麦8類、第3条第1項第3号若しくは第4号の果樹又は同項第5号の農作物若しくは蚕繭のいずれかを規定すること。なお、当該市町村との間に共済関係の存する者のすべてが家畜共済の共済関係が存する市町村にあつては家畜を、当該市町村との間に共済関係の存する者のすべてが園芸施設共済の共済関係が存する市町村にあつては第130条第1項の特定園芸施設等（附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、特定園芸施設）を規定してもよい。
- 3 第2項第3号の麦共済割は、麦1類、麦2類、麦3類、麦4類、麦5類、麦6類、麦7類又は麦8類ごとに規定してもよい。

（督促、滞納処分等）

第6条 農作物共済に係る加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等に関しては、〇〇村分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例の定めるところによる。

（備考）

- 1 この条中「〇〇村分担金その他の収入金の督促及び滞納処分に関する条例」とあるのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づき、市町村がその分担金等の督促及び滞納処分等に関して定めている条例をいうものであるから、名称は適宜改めること。
- 2 法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により農作物共済自体を行わない市町村にあつては、この条中不要の部分の削る等所要の手直しを行うこと。

（加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第7条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払いもどしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

(共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止)

第8条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

(共済掛金及び賦課金の相殺禁止)

第9条 この村（市町）との間に共済関係の存する者は、この村（市町）に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について相殺をもつてこの村（市町）に対抗することができない。

(共済金の最低額)

第10条 この村（市町）がこの村（市町）との間に共済関係の存する者に対して支払う共済金の額は、この村（市町）が〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(共済金の支払時期)

第11条 共済金は、特別の事由がある場合を除いて、〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に支払うものとする。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第12条 農作物共済の共済目的の譲受人（農業共済資格団体（法第15条第1項第8号の「農業共済資格団体」をいう。以下同じ。）の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあっては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第7項において同じ。）は、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあっては、当該農業共済資格団体。）の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人がこの村（市町）との間に共済関係の存する者でないときは、この限りでない。

2 家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあっては、当該農業共済資格団体。以下この項、第4項及び第5項において同じ。）は、この村（市町）の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り渡した場合にあっては、当該農業共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあっては譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が〇〇県（都道府）の区域外にある場合、家畜を〇〇県（都道府）の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合及び承諾の申請につき第48条第1号又は第4号に掲げる事由がある場合、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済にあっては譲受人の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。）が〇〇県（都道府）の区域外にある場合には、この村（市町）は、承諾を拒むものとする。

3 この村（市町）は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該共済関係に係る共済掛金期間の満了の時に第2条に規定する区域内に住所を有している場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を附するものとする。

4 第2項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、この者の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地、譲受人が果

樹共済資格団体等である場合はその代表権を有する者の住所。)、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この村（市町）に承諾の申請をしなければならない。

- 5 この村（市町）は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、承諾するか、どうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 6 第2項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。
- 7 農作物共済の譲受人でこの村（市町）との間に共済関係の存しないものについては、第2項前段及び第4項から前項までの規定を準用する。
- 8 共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前7項の規定を準用する。

（損害防止の義務等）

第13条 この村（市町）との間に共済関係の存する者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

- 2 この村（市町）は、前項の管理その他損害防止についてこの村（市町）との間に共済関係の存する者を指導することができる。

（損害防止の処置の指示）

第14条 この村（市町）は、この村（市町）との間に共済関係の存する者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その者の負担した費用は、この村（市町）の負担とする。

（損害防止施設）

第15条 この村（市町）は、家畜診療所のほか、損害防止のため必要な施設をすることができる。

（備考）

家畜診療所を設けない市町村にあつては、「家畜診療所のほか、」を削ること。

（立入調査権）

第16条 この村（市町）は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

（通知義務）

第17条 この村（市町）との間に共済関係の存する者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

- 2 この村（市町）との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの村（市町）に通知しなければならない。

（1）共済事故の種類

（2）共済事故の発生の年月日

（3）共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況

（4）その他被害の状況が明らかとなる事項

- 3 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書（第3条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第

2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。

4 第2項の場合において、必要があると認めるときは、この村(市町)は、死体の剖検をし、又は廃用に係る家畜のと殺若しくは法令の規定によると殺処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。また、第52条第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない旨村(市町)との間に共済関係の存する者が申出をしているときは、この村(市町)は、火災にあつては出火の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあつては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあつては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があつた場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあつた事実を確認するものとする。

5 園芸施設共済に係る第122条第2項又は第3項の申出をした第121条第1項の園芸施設共済資格者は、第2項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。

6 園芸施設共済に係る第122条第2項又は第3項の申出をした第121条第1項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの村(市町)に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額(規則第33条の27第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。)又は園芸施設復旧費用額(同条第3項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。)に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であつて、当該通知を1年以内にすることができないときは、当該1年を経過する前に村(市町)の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

(備考)

1 法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う市町村又は法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない市町村にあつては、第3項及び第4項中不要の部分进行削除すること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第4項中「又は第2号」を、「、第2号又は第6号」と改めること。

3 特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第5項から第7項まで进行削除等所要の手直しを行うこと。

(損害の認定)

第18条 この村(市町)が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つてするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第19条 この村(市町)は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共

済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(支払責任のない損害)

第20条 この村（市町）は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(1) 戦争その他の変乱によつて生じた損害

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によつて生じた損害（園芸施設共済事業に係る損害に限る。）

(3) この村（市町）との間に共済関係の存する者又はその者の法定代理人（当該共済関係の存する者以外の者で共済金を受けるべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によつて生じた損害。ただし、この村（市町）との間に共済関係の存する者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(4) この村（市町）との間に共済関係の存する者と同一の世帯に属する親族の故意によつて生じた損害（その親族が当該共済関係の存する者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

(危険の減少)

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、この村（市町）との間に共済関係の存する者は、この村（市町）に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(共済関係の無効の場合の効果)

第22条 この村（市町）は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの村（市町）が共済金の支払の責めを免れる場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、この村（市町）との間に共済関係の存する者が善意であつて、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第23条 この村（市町）は、共済金の支払を行つたときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことによりこの村（市町）との間に共済関係の存する者が取得する債権（以下この条において「共済関係の存する者の債権」という。）について当然に当該共済関係の存する者に代位する。

(1) この村（市町）が支払った共済金の額

(2) 共済関係の存する者の債権の額（前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、この村（市町）との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうちこの村（市町）が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの村（市町）の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(農協等への事務委託)

第24条 この村（市町）は、加入者負担共済掛金、賦課金及び延滞金の徴収（第6条（第75条、第88条第4項、第117条第5項及び第142条第6項において準用する場合を含む。）の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、損害防止のため必要な施設に係る事務、第32条第1項の農作物共済の共済細目書、第46条第1項の家畜共済の申込書、第80条第1項の果樹共済の申込書、第101条第1項の畑作物共済の申込書又は第122条第1項の園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る収穫量の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を〇〇農業協同組合又は〇〇農業協同組合連合会に委託することができるものとする。

（備考）

この規定は、法第85条の12第1項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会に事務の委託をする市町村についての規定であつて、事務の委託を行なわない市町村にあつてはこの規定を削り、ここに列記する事務のうち一部に限つて事務の委託をする市町村にあつては不用のものを削ること。

第2節 農作物共済

（備考）

法第85条の7において準用する法第85条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。また、法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により農作物共済自体を行わない市町村にあつては、この節を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済関係の当然成立）

第25条 この条例施行の時に、第2条に規定する区域内に住所を有する次の各号に掲げる農作物の耕作の業務を営む者及びその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第16条第1項の「農作物共済資格団体」をいう。以下同じ。）で次の各号に掲げる農作物の耕作の業務を営む者でその営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが当該各号に掲げる基準に達するものとこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

- （1）水稻 ○アール
- （2）陸稲 ○アール
- （3）麦 ○アール

2 この村（市町）との間に農作物共済の共済関係が存しない者が前項に規定する者となるに至つたときも、また前項と同様とする。

（備考）

- 1 本条は、市町村が新たに移譲を受けて共済事業を行う場合の規定であつて、既に共済事業を行つている市町村においては、この条を次の例により規定すること。

（共済関係の当然成立）

第25条 第2条に規定する区域内に住所を有する次の各号に掲げる農作物の耕作の業務を営む者及びその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第16条第1項の「農作物共済資格団体」をいう。以下同じ。）で

次の各号に掲げる農作物の耕作の業務を営む者でこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係の存しないものがその営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが当該各号に掲げる基準に達するに至ったときは、その時に、この村（市町）との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。

- (1) 水稲 ○アール
- (2) 陸稲 ○アール
- (3) 麦 ○アール

2 第1項各号列記の部分中「○アール」には、当該市町村の共済事業の実施区域に適用される法第16条第1項ただし書の規定により都道府県知事が定めた基準を記入すること。

(共済関係の任意成立)

第26条 第2条に規定する区域内に住所を有する水稲、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者（水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。）及びその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体（水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。）でこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係の存しないものは、この村（市町）に対し、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの村（市町）に提出してするものとする。

- (1) 申出者の氏名及び住所（法人たる申出者にあつてはその名称、その代表者の氏名及び事務所の所在地、農作物共済資格団体たる申出者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 共済目的の種類
- (3) 耕地の所在地及びその耕作面積

3 第1項の申出があつたときは、その申出を受理した日から起算して20日を経過した時に、当該申出をした者との村（市町）との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、この村（市町）が、その申出を受理した日から起算して20日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

(備考)

- 1 第1項中「10アール」とあるのを10アールを下らず第25条第1項第1号から第3号までに掲げる面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内の面積に改めてもよい。
- 2 不要の共済目的の種類を削る等所要の手直しを行う場合であつても、第1項の括弧書内は削らないこと。

(共済関係が存しない場合)

第27条 第25条又は前条第3項の場合において、これらの規定によりこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稲、陸稲又は麦が、その共済関係の成立の際、現に共済責任関係の始期が過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者との村（市町）との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 この村（市町）との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入

者」という。)の業務とする耕作に係る水稻、陸稻又は麦で特定の年産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この村(市町)が当該事由が存する旨の〇〇県(都道府)知事の認定を受けて指定したときは、当該指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

- (1) 当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。
- (2) 当該農作物に係る基準収穫量(第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。)の適正な決定が困難であること。
- (3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行なわれず、又は行なわれないおそれがあること。

(共済関係の消滅)

第28条 農作物共済加入者が第2条に規定する区域内に住所を有する水稻、陸稻及び麦の耕作の業務を営む者(水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。)並びにその構成員のすべてが当該区域内に住所を有する農作物共済資格団体(水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が10アール未満である者を除く。)でなくなつたときは、その時に、農作物共済の共済関係は消滅するものとする。

- 2 農作物共済加入者でその営む水稻、陸稻又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも第25条第1項各号に掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。
- 3 前項の申出は、申出書をこの村(市町)に提出してするものとする。
- 4 第2項の申出があつたときは、その申出を受理した時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。

(備考)

- 1 第1項中「10アール」とあるのを10アールを下らず第25条第1項第1号から第3号までに掲げる面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内の面積に改めてもよい。
- 2 不要の共済目的の種類を削る等所要の手直しを行う場合であつても、第1項の括弧書内は削らないこと。

(共済関係の停止)

第29条 農作物共済加入者は、その営む水稻、陸稻又は麦ごとの耕作の業務の規模が第25条第1項各号に掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物について、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する2週間前までに申出書をこの村(市町)に提出してするものとする。
- 3 第1項の申出があつたときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、この村(市町)と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第30条 農作物共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため当該共済関係が消滅すべき場合(この村(市町)との間に農作物共済の共済関係の存する者が農

作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所を当該区域外に移転したため当該共済関係が消滅すべき場合）において、その者の業務とする耕作に係る第3条第1項第1号の農作物がその移転の際現に次条各号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの村（市町）の承諾を受けていたときはその期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、第28条第1項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

（共済責任期間）

第31条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- （1）水稻については、本田移植期（直播をする場合にあつては、発芽期）から収穫をするに至るまでの期間
- （2）陸稲及び麦については、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

（共済細目書の提出）

第32条 農作物共済加入者は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この村（市町）に、共済細目書を提出しなければならない。

- （1）水 稻 ○月○日
- （2）陸 稻 ○月○日
- （3）麦1類 ○月○日
- （4）麦2類 ○月○日
- （5）麦3類 ○月○日
- （6）麦4類 ○月○日
- （7）麦5類 ○月○日
- （8）麦6類 ○月○日
- （9）麦7類 ○月○日
- （10）麦8類 ○月○日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- （1）農作物共済加入者の氏名及び住所（法人たる農作物共済加入者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる農作物共済加入者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- （2）共済目的の種類
- （3）耕地の所在地及びその耕作面積（法第150条の3の2の規定による農作物共済に付すことを申し込む場合にあつては、耕地の所在地及びその耕作面積並びに当該農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）に係る収穫物の出荷計画）
- （4）その他共済目的を明らかにすべき事項

3 第1項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、農作物共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（備考）

- 1 麦にあつては、麦1類から麦8類までの区分（以下「麦の類区分」という。）のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。

- 2 第1項各号列記中の月日には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第33条 水稻及び陸稲に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第36条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの村（市町）の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率（法第107条第1項の農作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

- 2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第36条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの村（市町）の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率及びこの村（市町）の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物共済掛金国庫負担割合（法第12条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。
- 3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算出される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする
- 4 第5条第4項の規定は、前三項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(備考)

- 1 法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率（法第107条第1項の農作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率（法第107条第4項の農作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）」と、第2項中「当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物基準共済掛金率」とあるのは「当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率」と改めること。
- 2 法第85条の7において準用する法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域の全部又は一部をその区域に含む市町村にあつては、第1項中「差し引いて得た金額」の下に「（法第85条の7において準用する法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済の共済関係に係る共済目的たる水稻にあつては、その金額から更にその金額に法第86条第2項の規定によ

り農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額)」を加えること。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第34条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの村（市町）に納付しなければならない。

- (1) 水 稲 ○月○日
- (2) 陸 稲 ○月○日
- (3) 麦1類 ○月○日
- (4) 麦2類 ○月○日
- (5) 麦3類 ○月○日
- (6) 麦4類 ○月○日
- (7) 麦5類 ○月○日
- (8) 麦6類 ○月○日
- (9) 麦7類 ○月○日
- (10) 麦8類 ○月○日

(備考)

- 1 麦にあつては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。
- 2 各号列記中の月日には、第32条第1項に規定する月日から2月を超えない範囲内の月日を規定すること。ただし、当該2月内に共済掛金額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期を考慮して当該月日を規定すること。

(共済金額)

第35条 農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに別表1の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表下欄に掲げる金額のうちから、農作物共済加入者（法第106条第1項第3号又は法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物にあつては、規則第47条の9においてそれぞれ規定する者に該当する者に限る。）が申し出たいずれかの金額（農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに申出をしなかつた場合にあつては、甲の金額）とする。

別表1

農作物共済 の共済目的 の種類等	農作物共済の共済事故等による種別				共済金額
水稲	法第106条第1項 第1号に規定す る金額を共済金 額とする農作物 共済	1 法第85条第4項の規定に より水稲につき病虫害を共 済事故としない農作物共済	100分の30	甲	
			100分の40		
			100分の50		
		2 1以外の農作物共済	100分の30		
			100分の40		

			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
		2 1以外の農作物共済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の10	丙
			100分の20	
			100分の30	
		2 1以外の農作物共済	100分の10	
			100分の20	
			100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の90	丁
			100分の80	
			100分の70	
陸 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
麦○類及び 麦○類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の10	丙
			100分の20	
			100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の90	丁
			100分の80	
			100分の70	

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量（第38条第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）に、右の表の中欄に掲げる割合から農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の30の場合にあつては、100分の70、100分の40の場合にあつては、100分の60、100分の50の

場合にあつては、100分の50をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかつたときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は100分の50とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、右の表の中欄に掲げる割合から農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の20の場合にあつては、100分の80、100分の30の場合にあつては、100分の70、100分の40の場合にあつては、100分の60をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかつたときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は100分の40とする。

丙は、農作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、右の表の中欄に掲げる割合から農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の10の場合にあつては、100分の90、100分の20の場合にあつては、100分の80、100分の30の場合にあつては、100分の70をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかつたときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は100分の30とする。

丁は、農作物共済加入者ごとに、基準生産金額に100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に、右の表の中欄に掲げる割合から農作物共済加入者が選択した割合ごとに、100分の90の場合にあつては、100分の90、100分の80の場合にあつては、100分の80、100分の70の場合にあつては、100分の70に相当する金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）をそれぞれ超えない範囲内において、当該農作物共済加入者が申し出た金額とする。

なお、農作物共済加入者が第32条第1項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合又は金額について申出をしなかつたときは、当該農作物共済加入者に適用する割合は100分の70とし、当該農作物共済加入者に係る金額は、基準生産金額に当該割合又は当該農作物共済加入者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の基準生産金額は、農作物共済加入者ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第150条の3の3第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、この村（市町）が定める。
- 3 第1項の単位当たり共済金額は、次の表の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表下欄に掲げる金額とする。ただし、第1項の申出をしなかつた場合にあつては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつて

は米粉の用に供するものとして定めた金額)のうち最低のものとする。

別表 2

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別			単位あたり共済金額
水 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の30	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち○番目に高額のもの(該当する金額がないときは、最低額の金額と同額)。ただし、飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、飼料の用に供するものとして定めた金額のうち○番目に高額なもの、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、米粉の用に供するものとして定めた金額のうち○番目に高額なもの。
			100分の40	
			100分の50	
		2 1以外の農作物共済	100分の30	同 右
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20	同 右
			100分の30	
			100分の40	
		2 1以外の農作物共済	100分の20	同 右
			100分の30	

			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により 水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の10	同 右
			100分の20	
			100分の30	
		2 1以外の農作物共済	100分の10	同 右
			100分の20	
			100分の30	
陸 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち○番目に高額のもの（該当する金額がないときは、最低額の金額と同額）
			100分の40	
			100分の50	
麦○類及び麦○類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	同 右
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の20	同 右
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の20	同 右
			100分の30	
			100分の40	

(備考)

- 1 麦にあつては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。また、第1項中法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定した地域又は区域を含まない場合等市町村が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、不要の農作物共済の共済事故等による種別を削る等所要の見直しを行うこと。
- 2 第3項の規定は、いずれの農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別についても法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち最高額から数えて一定の順位の金額を定める場合の規定であつて、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、一の金額を定める場合にあつては、それぞれの区分ごとに規定すること。
- 3 法第107条第4項の規定により危険段階の別を定めた市町村にあつては、第3項を

次の例により規定すること。

- 3 第1項の単位当たり共済金額は、別表第○の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第107条第4項の規定による危険段階別に同表下欄に掲げる金額とする。
- 4 規則第27条の8第3項の規定により単位当たり共済金額の選択につき個人選択の余地を認める市町村にあつては、第3項の次に次の例により2項を加えること。この場合において、第5項各号列記中の月日には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済細目書の提出期限よりも遅くない期限を当該地域の実情に応じて規定すること。
 - 4 農作物共済加入者が、次の各号に掲げる農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちの一の金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該農作物共済加入者に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。
 - (1) 水 稲 法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項において規定した金額以外の全ての金額
 - (2) 陸 稲 同上
 - (3) 麦○類 同上
 - (4) 麦○類 同上
- 5 前項の申出は、毎年、次の各号に掲げる期日までに申出書をこの市町村に提出するものとする。
 - (1) 水 稲 ○月○日
 - (2) 陸 稲 ○月○日
 - (3) 麦○類 ○月○日
 - (4) 麦○類 ○月○日

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、この村（市町）に係る農作物基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

- 1 農作物基準共済掛金率に更に安全割増を加える必要がある市町村にあつては、この条を次の例により規定すること。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき当該中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに当該下欄に掲げる率とする。

- 2 法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び法第107条第4項の規定による危険段階

別に、当該危険段階に係る農作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第36条 農作物共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき当該中欄に掲げる法第107条第4項の規定による危険段階別に当該下欄に掲げる率とする。

3 法第107条第1項ただし書の規定により、共済掛金率を廃置分合の前の第2条に規定する区域ごとに定める場合には、当該区域ごとに共済掛金率を定めること。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第37条 村(市町)長は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを村(町)役場(市役所)に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとしてすることができる。

2 村(市町)長は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、毎年当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第31条の共済責任期間が開始する10日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 農作物共済加入者は、いつでも、第1項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(備考)

法第107条第4項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「農作物共済の共済掛金率」の下に「、各危険段階に属する農作物共済加入者の氏名又は名称(農作物共済加入者たる法人及び農作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。)及び住所(農作物共済加入者たる農作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。)」を加え、第2項に「ただし、農作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、農作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該農作物共済加入者に係るものに限るものとする。」を加えること。

(共済金の支払額)

第38条 農作物共済に係る共済金は、次の表の上欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表下欄に掲げる金額とする。

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別			共済金
	法第106条第1項第1号に規定する金額を	1 法第85条第4項の規定により		
水 稲		水稲につき病虫	100分の30	甲
			100分の40	

	共済金額とする農作物共済	害を共済事故としない農作物共済	100分の50	
		2 1 以外の農作物共済	100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の50	乙
		2 1 以外の農作物共済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20	丙
		2 1 以外の農作物共済	100分の10	
			100分の20	
			100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の90	丁
			100分の80	
			100分の70	
陸 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
麦○類及び麦○類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済		100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する		100分の10	丙

	金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	丁
		100分の30	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	
		100分の80	
		100分の70	

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、右の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村（市町）が定めた割合ごとに、その基準収穫量の、100分の30の場合にあつては、100分の30を、100分の40の場合にあつては、100分の40を、100分の50の場合にあつては、100分の50をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項甲の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

乙は、農作物共済加入者ごとに、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が、右の表の中欄に掲げる割合のうち第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村（市町）が定めた割合ごとに、当該耕地ごとの基準収穫量の合計の、100分の20の場合にあつては、100分の20を、100分の30の場合にあつては、100分の30を、100分の40の場合にあつては、100分の40をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

丙は、農作物共済加入者ごとに、共済事故による当該共済目的の減収量（当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第3項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、右の表の中欄に掲げる割合から第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村（市町）が定めた割合ごとに、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の、100分の10の

場合にあつては、100分の10を、100分の20の場合にあつては、100分の20を、100分の30の場合にあつては、100分の30をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

丁は、農作物共済加入者ごとに、共済事故による当該共済目的の種類等たる農作物の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該農作物共済加入者の収穫に係る農作物の品質の程度に応じ規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該農作物共済加入者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しない場合に、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の表の乙又は丙を共済金とする共済関係にあつては、農作物共済加入者ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第1号又は第2号に掲げる金額が前項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であつて、当該農作物共済加入者が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第1号に掲げる金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

（1）別表1上欄に掲げる第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合に応じ、第35条第1項乙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物共済収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額

（2）別表2上欄に掲げる第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合に応じ、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100分の70（第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった農作物共済収穫皆無耕地については、法第150条の5第1号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額

（3）前項の規定を適用して算定して得た金額

別表1

第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合	率
100分の20	1

100分の30	7 分の 6
100分の40	7 分の 5

別表 2

第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合	率
100分の10	1
100分の20	7 分の 6
100分の30	7 分の 5

3 第1項の表の甲、乙及び丙に係る基準収穫量並びに前項第1号及び第2号の基準収穫量は、法第109条第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、この村（市町）が定める。

4 第1項の表の丁に係る基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済加入者ごとに規則第47条の8第2項の農林水産大臣が定める準則に従い、この村（市町）が定める。

（備考）

1 麦にあつては、麦の類区分のうち、地域の栽培実態に応じて将来にわたって作付けの見込みのないものを削る等の手直しをしてもよい。また、第1項中法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定した地域又は区域を含まない場合等市町村が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、不要の農作物共済の共済事故等による種別を削る等所要の見直しを行うこと。

2 法第150条の4第1項の農林水産大臣の定める基準に適合する市町村にあつては、この条の次に次の1条を加えること。

（足切割合の特例的引き下げ）

第96条の○ 次の各号に掲げる農作物共済であつて水稻に係るものについては、前条の規定にかかわらず、規則第47条の11第2項の農林水産大臣の定める金額を限度として、当分の間、当該各号に掲げる金額を共済金として支払うことができる。

（1）法第109条第1項に規定する農作物共済 農作物共済加入者ごとに、当該農作物共済加入者が水稻の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による水稻の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった耕地又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を法第109条第1項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。以下この条において同じ。）がその耕地の基準収穫量の100分の20を超えた場合において、法第106条第1項第1号に掲げる金額に、別表1の上欄の区分及び同表の中欄に掲げる割合に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に相当する金額

- (2) 法第109条第2項に規定する農作物共済 農作物共済加入者ごとに、当該農作物共済加入者が水稻の耕作を行う耕地ごとの共済事故による水稻の減収量の合計が当該耕地ごとの水稻に係る基準収穫量の合計の100分の15を超えた場合において、法第106条第1項第2号に掲げる金額に、別表2の上欄の区分及び同表の中欄に掲げる割合に応じて、それぞれ同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に相当する金額

別表1

区 分	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合	率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合が100分の30である場合	100分の20を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に4分の5を乗じて得た率から4分の1を差し引いて得た率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合が100分の40である場合	100分の20を超え100の30以下の割合	0
	100分の30を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に7分の10を乗じて得た率から7分の3を差し引いて得た率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合が100分の50である場合	100分の20を超え100分の40以下の割合	0
	100分の40を超える割合	法第109条第1項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合に3分の5を乗じて得た率から3分の2を差し引いて得た率

別表2

区 分	法第109条第2項に規定する減収量の同項の基準収穫量に対する割合	率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割	100分の15を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準

合又は同項において市町村が定めた割合が100分の20である場合		収穫量の合計に対する割合に17分の20を乗じて得た率から17分の3を差し引いて得た率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合が100分の30である場合	100分の15を超え100の25以下の割合	0
	100分の25を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準収穫量の合計に対する割合に3分の4を乗じて得た率から3分の1を差し引いて得た率
第35条第1項において農作物共済加入者が選択した割合又は同項において市町村が定めた割合が100分の40である場合	100分の15を超え100分の35以下の割合	0
	100分の35を超える割合	法第109条第2項に規定する減収量の合計の同項の基準収穫量の合計に対する割合に13分の20を乗じて得た率から13分の7を差し引いて得た率

(共済金額の削減)

第39条 この村（市町）は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該共済目的の種類に係る第152条第1項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該共済目的の種類に係る第154条第1項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第40条 次の場合には、この村（市町）は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 農作物共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 農作物共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 農作物共済加入者が第17条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(4) 農作物共済加入者が第32条第1項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪

意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。

(5) 農作物共済加入者が第32条第3項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(6) 農作物共済加入者が正当な理由がないのに第34条の規定による納付を遅滞したとき。

2 この村(市町)は、農作物共済加入者が植物防疫法(昭和25年法律第151号)の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この村(市町)は、法第106条第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、農作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(共済金支払額、減収量等の公表)

第41条 この村(市町)は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量(第35条第1項甲に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、同項甲に規定する割合から農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村(市町)が定めた割合ごとに第38条第1項甲の減収量が同項甲の基準収穫量のそれぞれ100分の30、100分の40又は100分の50を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項乙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、同項乙に規定する割合から農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村(市町)が定めた割合ごとに、第38条第1項乙の減収量が同項乙基準収穫量の合計のそれぞれ100分の20、100分の30又は100分の40を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、同項丙に規定する割合から農作物共済加入者が選択した割合又は同項において村(市町)が定めた割合ごとに、第38条第1項丙の減収量が同項丙の基準収穫量の合計のそれぞれ100分の10、100分の20又は100分の30を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第35条第1項丁に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、第38条第1項丁の生産金額の減少額及び特定農作物共済減収量(規則第47条の8第1項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。)をいう。)、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(備考)

市町村が実施しない農作物共済の共済事故等による種別がある場合は、この条中不要の農作物共済の共済事故等による種別に係る記述を削る等所要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第42条 この村(市町)は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度、農作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」

という。)の〇分の〇に相当する金額(当該前3会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻金(法第102条の規定による払戻金をいう。以下同じ。)の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該農作物共済加入者に対して無事戻し(同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。)をするものとする。

- (1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき。(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が、共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額以上の金額であるときを除く。)
- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

- 2 この村(市町)が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る第154条第1項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき〇〇県(都道府)農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年農林省令第42号)による改正後の規則第24条第3項の規定に基づき無事戻しをしようとする市町村にあつては、次の1条を加えること。

第42条の2 この村(市町)は、前条の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済について、この村(市町)との間に共済関係の存する者で、移譲組合(規則第24条第3項の移譲組合をいう。以下同じ。)に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、この村(市町)に係る最初の共済責任期間においてこの村(市町)との間に共済関係が存したものの対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの村(市町)との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「特別積立金の金額」とあるのは「特別積立金の金額(この村(市町)が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては、この村(市町)が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額)」と読み替えるものとする。

- 2 第1項中「〇分の〇」とあるのは2分の1以下の割合を規定すること。

- 3 第1項及び備考の1において第42条の2の規定の例として規定された第42条の2第1項中「するものとする」とあるのは「することができる」と改めてもよい。

第3節 家畜共済

(備考)

法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項前段の規定により共済事業の一部廃止を行う市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。また、法第85条の7において準用する法第85条第10項において準用する同条第2項後段の規定により家畜共済自体を行わない市町村にあつては、この節を削る等所要の手直しを行うこと。

この節には共済金額の削減及び無事戻しの規定が含まれていないが、共済金額の削減又は無事戻しを行う市町村にあつては、これらの規定を設けて差し支えない。

なお、共済金額の削減又は無事戻しの規定を設ける場合にあつては、この節ばかりでなく財務の章及び附則にも所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第43条 乳牛の雌等（乳牛の雌及び乳牛の子牛等（規則第29条の乳牛の子牛等をいう。）をいう。以下同じ。）、肉用牛等（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛並びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、第45条第1項の家畜共済資格者が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その飼養する包括共済対象家畜で第3条第1項第2号に掲げる牛（牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、飼養区分（規則第29条の2の飼養区分をいう。以下同じ。）ごとに家畜共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

2 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、第45条第1項の家畜共済資格者がその飼養する種雄牛又は種雄馬で第3条第1項第2号に掲げる牛（成牛に限る。）又は馬であるものを家畜共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

3 包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であつて、次の各号に掲げる事由があるものについては、第1項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

(1) この村（市町）が当該家畜共済資格者からの当該包括共済対象家畜についての第1項の規定による申込みにつき、第48条第1号の理由によりその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなつた場合を除く。）。)

(2) 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該家畜共済資格者との間に第56条第1項の個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき第49条の包括共済関係が存している場合を除く。）。)

(備考)

1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項中「(牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる」とあるのは「、馬又は」と改め、第2項中「(成牛に限る。)」を削り、第3項中「子牛等及び」を削ること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第3項の次に次の例により1項を加えること。

4 肉豚を飼養する家畜共済加入者で次に掲げる基準のすべてに適合する者が、その者の飼養する肉豚で出生後第20日の日を経過したものを一体として家畜共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該承諾によつて、当該肉豚に係る家畜共済の共済関係が成立するものとする。

- (1) 必要に応じ実施する畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のため必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間に於いて母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間に於いてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（特定包括共済関係の存する者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至つたときは、当該肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 肉豚を過去3年間に於いて肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

（家畜共済への義務加入）

第44条 農作物共済加入者で、第3条第1項第2号に掲げる牛（12歳を超える種雄牛及び肉牛の肉牛の子牛（成牛以外の牛であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものをいう。）を除く。）又は同号に掲げる馬（明け17歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するものは、次の各号に該当する場合を除き、当該家畜を家畜共済に付さなければならない。

- (1) 取引のため1年以内飼養する目的で飼養する場合
- (2) この村（市町）が当該家畜についての前条第1項の規定による申込みにつき、第48条第1号の理由によりその承諾を拒んだ場合であつて、当該家畜を第56条第1項の規定により同項の個別共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。
- (3) この村（市町）が当該家畜についての前条第2項又は第3項の規定による申込みにつき、第48条第2号から第4号までの理由によりその承諾を拒んだ場合（同号の理由がなくなつた場合を除く。）

（備考）

- 1 法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により、農作物共済自体を行わない市町村にあつてはこの条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、「及び子牛（成牛以外の牛であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものをいう。）」を削ること。

(家畜共済資格者)

第45条 この村（市町）との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。

2 この村（市町）との間に家畜共済の共済関係の存する者（以下「家畜共済加入者」という。）が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

(家畜共済の申込み)

第46条 家畜共済資格者が第43条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの村（市町）に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所（法人たる家畜共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

(2) 共済関係の種類、第43条第1項の規定による申込みにあつては包括共済対象家畜の種類並びに飼養頭数及び牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類（法第115条第1項の農林水産大臣の定める種類をいう。以下この節において同じ。）

(3) 申込みに係る家畜の飼養場所

(4) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この村（市町）は、第43条の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行い、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第50条第1項又は第3項の規定による異動を除く。）が生じたときは、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

(備考)

1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項第2号中「並びに飼養頭数及び牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数」とあるのは「及び飼養頭数」と改めること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項第2号中「同じ。）」の下に「、同条第4項の規定による申込みにあつては肉豚の飼養頭数」を加え、第3項中「又は第3項」を「、第3項、第4項又は第6項」と改めること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第47条 この村（市町）は、第44条の規定によりその飼養する家畜を家畜共済に付さなければならない家畜共済資格者から牛（牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。）又は馬についての第43条の規定による申込みがあつた場合において、その申込みと同時に、第44条の規定により家畜共済に付さなければならない家畜及び牛の子牛等でその申込みをした者の飼

養するもののすべてについて、第43条の規定による申込みがなかつたときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(備考)

子牛等を共済目的としない市町村にあつては、「(牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものを含む。)」及び「及び子牛等」を削ること。

第48条 この村（市町）は、家畜共済資格者から第43条の規定による申込みを受けた場合において、その申込みにつき、次条の包括共済関係に係るものである場合にあつては第1号、第56条第1項の個別共済関係に係るものである場合にあつては第2号から第4号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その申込みに係る家畜のうちに次号から第4号まで又は第56条第1項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜をこの村（市町）の次条の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (2) その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、き型、不具又は悪癖の著しいものであること。
- (3) その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- (4) その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、「その申込みにつき、」の下に「特定包括共済関係及び」を加え、第1号中「付している者」の下に「又は肉豚をこの村（市町）の特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者」を加えること。

(共済関係の消滅)

第49条 第43条第1項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた家畜につき既に同条第3項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は消滅するものとする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、次の例により2項を加えること。

- 2 特定包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた肉豚につき既に包括共済関係が成立していたときは、当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた包括共済関係は、消滅するものとする。
- 3 この村（市町）との間に特定包括共済関係の存する者が第43条第4項に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その時に、その成立していた特定包括共済関係は、消滅するものとする。

(包括共済関係に係る共済目的の異動)

第50条 この村（市町）との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第3条第1項第2号に掲げるものを飼養するに至ったときは、その時（その時に当該包括共済関係に係る共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚は、当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したときも、また同様とする。

2 第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第3条第1項第2号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

3 この村（市町）との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該家畜又は牛の胎児は、当該家畜共済に付した家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は豚で第3条第1項第2号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

(備考)

1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項中「若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの」を削り、「若しくは種豚」とあるのは「又は種豚」と改め、「又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したとき」を削り、第2項中「若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達しているもの」を削り、第3項中「又は牛の胎児」及び「(牛の胎児を含む。以下同じ。)」を削ること。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第3項の次に次の例により3項を加えること。

4 この村（市町）との間に特定包括共済関係の在する者の飼養している肉豚が出生後第20日の日を経過したときは、その時（当該特定包括共済関係の共済責任期間が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該肉豚は、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養するに至つたときも、また同様とする。

5 第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第20日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、また前項前段と同様とする。

6 この村（市町）との間に特定包括共済関係の存する者が、この村（市町）の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなつたとき（その者が同時に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となつたときも、また同様とする。

（共済関係の消滅しない場合）

第51条 家畜共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの村（市町）の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

（共済事故の一部除外）

第52条 この村（市町）との間に乳牛の雌等、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この村（市町）に対し、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号又は第5号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第1号から第3号まで又は第5号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号又は第5号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

（1）火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。次号において同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

（2）火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害

（3）疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症状、牛白血病若しくは創傷性心臓の炎症で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経麻痺若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用

（4）疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心臓の炎症で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経麻痺若しくは不慮の舌断裂であつて採食不能となるもので治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用並びに疾病及び傷害

（5）疾病及び傷害

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第1号及び第2号、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第2号に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 乳牛の雌等で第3条第1項第2号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時に於ける当該家畜共済加入者の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が6頭以上であること。

(2) 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

3 第1項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

(備考)

1 共済事故の一部除外を認めない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行なうこと。

2 包括共済対象家畜のいずれかの種類について共済事故の一部除外を認めない市町村にあつては、第1項及び第2項中不要の家畜を削る等所要の手直しを行うこと。

3 第1項各号に掲げるもののいずれかについて共済事故からの除外を認めない市町村にあつては、同項中不要の号を削る等所要の手直しを行うこと。

4 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項中「包括共済関係の存する者」の下に「又は特定包括共済関係の存する者」を、「第4号又は第5号のいずれか」の下に「、特定包括共済関係にあつては第6号」を加え、第5号の次に次の例により1号を加える。

(6) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び同法第4条第1項の届出伝染病（農林水産大臣が指定するものに限る。）に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

また、第2項中「あつては第2号」の下に「、特定包括共済関係にあつては第3号」を加え、第2号の次に次の例により1号を加えること。

(3) 肉豚につき、期首頭数が200頭以上であり、かつ、当該特定包括共済関係に係る共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(子牛等の共済目的からの除外)

第52条の2 この村（市町）との間に乳牛の雌等又は肉用牛等に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、村（市町）に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

(備考)

子牛等を共済目的としない市町村にあつては、本条を削ること。

(共済責任の開始)

第53条 家畜共済に係る共済責任は、この村（市町）が家畜共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第50条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、この村（市町）が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に共済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(備考)

1 農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年農林省令第42号）の施行の日以降に共済事業を行う市町村にあつては、第53条に次の1項を加えること。

3 法第85条の4第2項の規定により消滅した家畜共済の共済関係に係る者であつて、かつ、第45条第1項の家畜共済資格者であるものが、法第85条の3第3項又は第5項の公示の日はこの村（市町）との間に家畜共済の共済関係を成立させたときは、第1項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その公示の日から始まる。この場合には、第1項のただし書の規定を準用する。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項中「付された家畜」の下に「及び同条第4項又は第5項の規定により特定包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜」を加えること。

(共済関係成立時等の書面交付)

第53条の2 この村（市町）は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、家畜共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) この村（市町）の名称

(2) 家畜共済加入者の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済掛金期間の始期及び終期

(5) 共済金額

(6) 共済目的を特定するために必要な事項

(7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法

(8) 第17条第1項から第3項まで、第46条第3項、第57条及び第64条の通知等をすべき事項

(9) 共済関係の成立年月日

(10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、村（市町）長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする村(市町)にあつては、第1項第8号中「第57条及び」を「第57条第1項から第4項まで及び第6項並びに」に改めること。

(加入証の交付)

第54条 この村(市町)は、家畜共済加入者に対し、共済掛金期間ごとに、家畜共済に付されている家畜に係る加入証を交付するものとする。

2 家畜共済加入者は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、前項の加入証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第55条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1年(肉豚に係るものにあつては、第3条第1項第2号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間。次項及び第58条第1項において同じ。)とする。

2 この村(市町)は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を1年未満とすることができる。

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第60条第1項において同じ。)は、第53条第1項本文又は第2項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項及び第3項中「(肉豚)」の下に「(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。)」を加えること。

(個別共済関係に係る家畜共済に付することができない場合)

第56条 次の各号のいずれかに該当する家畜は、新たに、第43条第2項又は第3項の規定により成立する家畜共済の共済関係(以下「個別共済関係」という。)に係る家畜共済に付することができない。

(1) 12歳をこえる牛及び明け17歳以上の馬

(2) 6歳をこえる種豚

2 家畜が前項各号の一に該当するに至る前2年以内にあらたに開始した個別共済関係は、その該当するに至った時の属する共済掛金期間の満了の時に消滅する。

(通知義務)

第57条 この村(市町)との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に第50条第1項の規定による異動(牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。)若しくは同条第3項の規定による異動(死亡及び廃用を除く。)又は牛の出生を生じたときは、遅滞なくその旨をこの村(市町)に通知しなければならない。

2 この村(市町)との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に付された牛の胎児であつて、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上の子育の程度に達する可能性のあるものの価額が評価された後、当該胎児の品種が当該評価の時のものと異なるものとなり、当該価額の変更を必要とす

る場合には、当該牛の胎児が当該包括共済関係に係る家畜共済に付される日の前日までに、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

- 3 この村（市町）との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なくその旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（備考）

- 1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項中「第50条第1項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）又は牛の出生」とあるのは「第50条第1項又は第3項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）」と改め、第2項を削ること。
- 2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第3項の次に次の例により3項を加えること。
- 4 この村（市町）との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に第50条第4項前段又は第6項の規定による異動を生じたときは、その時の属する基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間中における当該異動をこの村（市町）に通知しなければならない。
- 5 前項の基準期間は、基準日（共済掛金期間の開始の日から1箇月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）の翌日から次の基準日までの期間とする。ただし、共済掛金期間を1年未満とする場合の当該共済掛金期間に係る最後の基準日は、当該共済掛金期間の満了の日とする。
- 6 この村（市町）との間に特定包括共済関係の存する者は、第50条第4項後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚があつたときは、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（加入者負担共済掛金の金額）

第58条 家畜共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第62条の共済掛金率を乗じて得た金額（第55条第2項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割によつて計算された金額）をいう。次項において同じ。）から、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその2分の1、豚に係るものにあつてはその5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額を超えるものに係る加入者負担共済掛金の金額は、前項の規定にかかわらず次の算式により計算される金額とする。

$$F = B P + A Q - C$$

Fは、当該加入者負担共済掛金の金額

Pは、第62条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率

Qは、第62条の共済掛金率からPを差し引いたもの

Aは、法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額

Bは、当該家畜の共済金額

Cは、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものについては共済掛金の2分の1、豚に係るものについては共済掛金の5分の2に相当する金額（その金額が法第13条の2の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣の定める金額）（備考）

子牛等を共済目的としない市町村にあっては、第1項及び第2項中「若しくは牛の胎児」を削ること。

（加入者負担共済掛金の納期限）

第59条 第43条の規定による申込みをした者は、第46条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの村（市町）に納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この村（市町）は、あらためて第43条の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの村（市町）に納付しなければならない。

4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもつて猶予期間とする。

5 この村（市町）が第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるとときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日（共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到達した場合は、譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの村（市町）に納付しなければならない。

6 第5条第4項の規定は、第1項、第3項及び前項の納付について準用する。

（共済金額）

第60条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額の100分の〇〇（肉豚に係るものにあつては、100分の〇〇）を下らず、その時ににおける共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第63条第1項の家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから家畜共済加入者が選択した金額とする。

この場合において、肉豚に係る家畜共済にあつては、飼養区分ごとに当該飼養区分に係る共済金額を当該飼養区分に係る共済掛金期間開始の時ににおける肉豚の頭数で除して得た金額は、同一会計年度内は同額とする。

2 包括共済関係に係る家畜共済（肉豚に係るものを除く。）の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

3 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第50条第1項又は第2項の規定による共済目的の異動により増加したときは、家畜共済加入者は、共済掛金期間の中途におい

ても、当該共済目的の異動があつた日から2週間以内に、この村（市町）に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。

- 4 家畜共済加入者は、前項の規定による請求をしたときは、その請求の日から2週間以内に、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によつて計算される加入者負担共済掛金の差額をこの村（市町）に納付しなければならない。
- 5 第3項の規定による請求に係る共済金額の増額は、前項の規定によりその差額をこの村（市町）に納付した日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- 6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、家畜共済加入者は、新たな共済掛金期間の開始の時において、この村（市町）に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。
- 7 第3項及び第6項の規定による場合のほか家畜共済加入者（特定包括共済関係に係る家畜共済加入者を除く。）は、新たな共済掛金期間の開始の時において、この村（市町）の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、第48条の規定を準用する。
- 8 第3項、第6項又は第7項の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第1項の規定にかかわらず、その変更の時における共済価額の100分の〇〇を下らず、その時における共済価額の100分の80を超えない範囲内において定めなければならない。

（備考）

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項中「家畜ごとに」の下に「、特定包括共済関係に係るものにあつてはその当該特定包括共済関係に係る肉豚の全体について」を、「最初の共済掛金期間」の下に「（特定包括共済関係に係るものにあつては、各共済掛金期間）」を加え、「肉豚に係る家畜共済」を「肉豚に係る包括共済関係に係る家畜共済」に改め、第2項中「ものとする。」の下に「特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、その時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。」を加え、第3項中「できる。」の下に「特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第50条第4項又は第5項の規定による肉豚の異動により増加したときは、家畜共済加入者は、共済掛金期間の中途においても、当該肉豚の異動があつた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、この村（市町）に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。」を加え、第8項中「かかわらず、」の下に「包括共済関係に係るものにあつては」を、「範囲内において」の下に「、特定包括共済関係に係るものにあつてはその変更の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時における共済価額の100分の〇〇を下らず、その時における共済価額の100分の80を超えない範囲内において」を加えること。

（共済価額）

第61条 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

- （1）乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係にあつては、家畜共済加入者ごとに次の価額を合計した金額

イ 当該家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額

ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に授精又は受精卵移植の日から起算して2

40日以上に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

(2) 種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び家畜共済加入者ごとに、当該家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額

(3) 肉豚に係る包括共済関係にあつては、家畜共済加入者ごと及び飼養区分ごとに、当該家畜共済加入者が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

(4) 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

2 前項第2号若しくは第4号の家畜又は同項第1号イの牛(次項に掲げるものを除く。)の価額は、最初の共済掛金期間の開始の時(その共済掛金期間の開始の後第50条第1項又は第2項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時)における家畜の価額とする。ただし、この村(市町)と家畜共済加入者との協議により新たな共済掛金期間の開始の時ににおける家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

3 第1項第1号イの牛であつて、その共済掛金期間中に同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

4 第1項第1号ロの牛の胎児の価額は、当該価額の算定の日以前1年間における当該胎児と価額を等しくする品種の初生牛の平均取引価格に相当する金額として規則第29条の9の2第2項の規定により農林水産大臣の定める方法によつて算定される金額とする。

5 第1項第3号の肉豚の価額は、最寄りの家畜市場において当該価額の算定の日以前1年間に取引された肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額から、第3条第1項第2号に掲げる肉豚となつた日から当該子豚の日齢までの間の生産費に相当する金額を差し引いて得た金額として規則第29条の9の2第3項の規定により農林水産大臣の定める方法によつて算定される金額とする。

(備考)

1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項第1号を削り、第2号中「種雄馬以外の馬及び種豚」とあるのは「肉豚以外の包括共済対象家畜」と改める等所要の手直しを行うこと。

2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第5項中「第1項第3号の」を「第1項第3号及び第5号の」に改め、第1項第4号の次に次の例により1号を加えること。

(5) 特定包括共済関係にあつては、家畜共済加入者ごとに、当該家畜共済加入者が現に飼養している当該特定包括共済関係に係る肉豚の価額を合計した金額

(共済掛金率)

第62条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率の合計率とする。

(1) 第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金標準率甲(第52条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率)と同率

- (2) 第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙（第52条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）と同率
- (3) 第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金標準率丙（第52条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第3号の共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率）と同率

2 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該家畜共済加入者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第60条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第1項第1号ロの価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項の合計率を算術平均した率とする。

1 法第115条第1項第1号の率として共済掛金標準率甲を超える率を定める市町村又は同項第2号の率として共済掛金標準率乙を超え、同号の農林水産大臣の定める率（以下「乙限度率」という。）を下る率を定める市町村にあつては、第1項を次の例により規定すること。

第62条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに別表第○に掲げる率とする。

2 法第115条第1項第2号の率を乙限度率と同率とする市町村にあつては、第2号中「法第115条第1項第2号の共済掛金標準率乙（第52条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）」とあるのは、「法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率」と改めること。

3 法第115条第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第2項中「前項の規定」とあるのは「前2項の規定」と、「前項の合計率」とあるのは「前項各号の率及び第1項第3号の率の合計率」と改め、同項を第3項とし、第1項の次に第2項として次の例により加えること。

2 家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、第2条に規定する区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、次の各号の率及び前項第3号の率の合計率とする。

(1) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第52条第1項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第2条に規定する区域の属する地域に係る法第115条第1項第1号の共済掛金割引標準率甲に当該危険段階共済掛金標準率甲の同号の共済掛金標準率甲に対する割合を乗じて得た率を差し引

- いて得た率)と同率
- (2) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第52条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの村(市町)の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)と同率
- 4 備考の3において、法第115条第3項第2号の率として危険段階共済掛金標準率乙を超え、同条第4項の見込額を重みとして算術平均して得た率が乙限度率を下る率を定める村(市町)にあつては、第2項及び第3項を次の例により規定する等所要の手直しを行うこと。
- 2 家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、この村(市町)の区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、別表第○に掲げる率とする。
- 3 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前2項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該家畜共済加入者が当該共済掛金期間の開始の時(その共済掛金期間開始の後第60条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時)において現に飼養しているものの価額(前条第1項第1号ロの価額を含む。)の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項に規定する別表第○の表中当該家畜共済加入者の属する危険段階の共済掛金率甲及び乙の欄に掲げる率並びに第1項に規定する別表第○の表中共済掛金率丙の欄に掲げる率の合計率を算術平均した率とする。
- 5 備考の3において、法第115条第3項第2号の率を同条第4項の見込額を重みとして算術平均して得た率が乙限度率と同率とする市町村にあつては、同備考の3により第2項の規定の例として規定された第2項第2号を次のいずれかの例により規定すること。
- (2) この村(市町)の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の農林水産大臣が定める率(第52条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの村(市町)の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率)に当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率
- (2) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第52条第1項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの村(市町)の区域の属する地域に係る法第115条第1項第2号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)に、この村(市町)の区域の属する地域に係る法第1

15条第1項第2号の農林水産大臣が定める率から同号の共済掛金標準率乙を差し引いて得た率を加えて得た率

6 法第115条第10項の農林水産大臣が定める区域を含む市町村にあつては、第1項各号列記以外の部分を次の例により規定する等所要の手直しを行うこと。

家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率（〇〇地区に住所を有する家畜共済加入者に係るものにあつては、第1号及び第3号に掲げる率のうち、死亡及び廃用による損害に対応する部分の率）の合計率とする。

（家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第63条 村（市町）長は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを村（町）役場（市役所）に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 村（市町）長は、前項に掲げる事項が改訂されたときは、当該事項を公示しなければならない。

3 家畜共済加入者は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（備考）

法第115条第3項又は第8項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「家畜共済の共済掛金率」の下に「、各危険段階に属する家畜共済加入者の氏名又は名称（家畜共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所を加え、第2項に「ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該家畜共済加入者に係るものに限るものとする。」を加えること。

（損害防止の指導）

第64条 次の場合には、家畜共済加入者は、あらかじめ、その旨をこの村（市町）に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

（1）共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。

（2）共済目的である家畜を放牧するとき。

（3）共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

2 次の場合には、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

（1）共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。

（2）共済目的である家畜が行方不明になったとき。

（共済金の支払額）

第65条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第116条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

（1）死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第61条第

2 項から第 5 項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1 を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1）又は当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が 100 分の 80 を超えるときは、100 分の 80）を乗じて得た金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第 61 条第 2 項から第 5 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜（肉豚を除く。）の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）

（2）疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて家畜共済加入者が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて規則第 33 条第 1 項の農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める 1 点の価額を乗じて得た金額（その金額が家畜共済加入者が負担した費用の額をこえるときは、その費用の額）

2 同一の包括共済対象家畜につき 2 個以上の家畜共済の共済関係が存する場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき前項の規定により計算された共済金（以下本項において「独立責任額」という。）の合計額が次の金額を超えるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、次の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

（1）死亡又は廃用により支払うものにあつては、前項第 1 号の控除残額の 100 分の 80 に相当する金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額が当該家畜の第 61 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該 100 分の 80 に相当する金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該家畜共済加入者が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によつて受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）

（2）疾病又は傷害により支払うものにあつては、前項第 2 号の金額

3 第 1 項第 1 号及び前項第 1 号の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用し得べき方法により利用するとした場合における価額とする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の補償金等（手当金を含む。）は、家畜共済加入者の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなつた場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

（備考）

1 事故に際して支援金を支払うことを目的に、家畜共済加入者が主体となつて構成する相互扶助組織がある場合には、第1項第1号中「(手当金」という。)」の下に「及び〇〇〇から支払われる支援金」を加え、「その手当金を含む。」を「その手当金及び〇〇〇から支払われる支援金を含む。」に改め、第2項第1号中「その手当金を含む。」を「その手当金及び〇〇〇から支払われる支援金を含む。」に改め、第4項中「手当金」の下に「及び〇〇〇から支払われる支援金」を加えてもよい。この場合、〇〇〇には当該相互扶助組織の名称を規定すること。

2 法第150条5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項第1号中「共済金額の共済価額」の下に「(特定包括共済関係に係るものにあつては、当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時ににおける共済金額のその時ににおける共済価額)」を加え、第2項各号列記以外の部分中「包括共済対象家畜」の下に「又は特定包括共済関係に係る肉豚」を加え、第4項の次に次の例により1項を加えること。

5 特定包括共済関係に係るものにあつては、第1項第1号の規定により計算された共済金の基準期間内における合計額が、当該基準期間の開始の時ににおける共済金額を超えるときは、支払うべき共済金は、同号の規定にかかわらず、その共済金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第66条 家畜共済に付した家畜につき疾病または傷害の共済事故が発生した場合において、この村(市町)又は〇〇県(都道府)農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この村(市町)は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす。

(共済金の支払を請求できない場合)

第67条 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から2週間以内に共済事故が生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該家畜共済加入者が、その共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことを証明した場合

(2) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。

(3) 次の要件の全てに適合する場合

イ 当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬となつたため第50条第3項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜でなくなつた後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(4) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、この村（市町）との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの家畜共済に付されていたものであること。

（5）次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛（この村（市町）との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であること。
- ハ 当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からこの村（市町）と家畜共済加入者との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第111条の6第1項の規定によりイの家畜共済に付されたものであること。

（6）次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故に係る家畜が、第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの村（市町）の包括共済に付されていたものであり、かつ、その承継によりこの村（市町）の他の包括共済に新たに付されたものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの村（市町）の包括共済に付されていたものであること。

2 第52条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故の変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものがその変更の日から2週間以内に生じたときは、家畜共済加入者は、共済金の支払を請求することができない。ただし、前項第1号に掲げる場合は、この限りでない。

3 第60条第7項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行われなかつたものとして計算する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合には、この限りではない。

（1）第1項第1号に掲げる場合

（2）新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済価額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合

（3）その直前の共済掛金期間中に第60条第8項に規定する最低割合が引き上げられた場合において、新たな共済掛金期間の開始の時における共済価額に当該最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

（備考）

- 1 子牛等を共済目的としない市町村にあつては、第1項第4号及び第5号を削ること。
- 2 法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共

済目的とする市町村にあつては、第2項中「包括共済関係」の下に「又は特定包括共済関係」を加え、第1項第6号の次に次の例により4号を加え、第3項の次に次の例により1項を加えること。

(7) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該特定包括共済関係の存する者が飼養する母豚から出生し、当該特定包括共済関係の成立後に出生後第20日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。）を経過したものであること。

(8) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第150条の5の4の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。

(9) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなつた後2週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(10) 次の要件の全てに適合する場合

- イ 当該共済事故に係る家畜が、第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの村（市町）の特定包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの村（市町）の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの村（市町）の特定包括共済に付されていたものであること。

- 4 特定包括共済関係に係る各共済掛金期間開始の時ににおいて家畜共済加入者が申し出た共済金額が、その直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済金額から増額された場合において、その増額された日から2週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額がなかつたものとして算定する。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第68条 家畜共済加入者は、廃用に係る家畜をと殺したときは、あらかじめ、この村（市町）の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合においてと殺したときは、この限りでない。（共済金の支払の免責）

第69条 次の場合には、この村（市町）は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 家畜共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠つたとき。
- (2) 家畜共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかつたとき。

- (3) 家畜共済加入者が第17条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
 - (4) 第43条第1項の規定による申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この村（市町）がこれを知っていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。
 - (5) 家畜共済加入者が、第57条第1項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
 - (6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によつて損害が生じたとき。
 - (7) 第52条第1項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものに係る損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によつて生じたとき。
 - (8) 第60条第7項の規定により共済金額が増額された場合において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によつて損害が生じたとき。
 - (9) 家畜共済加入者又は家畜共済加入者と同一の世帯に属する親族が故意又は酷使、虐待その他重大な過失によつて損害を生ぜしめたとき。ただし、家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
 - (10) 家畜共済加入者が競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによつて損害を生ぜしめたとき。
- 2 この村（市町）は、この村（市町）との間に肉豚に係る包括共済関係が存する家畜共済加入者が、新たに第3条第1項第2号に掲げる肉豚を飼養するに至つた場合であつて正当な理由がないのに当該肉豚につき第54条の申込み又は共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第1項第4号中「第43条第1項」の下に「又は第4項」を加え、同項第5号中「第57条第1項」の下に「、第4項又は第6項」を加え、同項第8号中「増額された場合」の下に「又は特定包括共済に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から増額された場合」を加えること。

(共済関係の無効)

第70条 第43条第3項の規定による申込みの承諾の際、包括共済対象家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

- 2 第56条第1項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。
- 3 最初の共済掛金期間の開始の時ににおける共済金額が、その時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は、無効とする。第60条第3項、第6項又は第7項の規定により変更後の共済金額が、その変更の時ににおける共済価額の100分の80に相当する金額を超過したときも、同様とする。

(備考)

法第150条の5の2の規定により出生後第8月の月の末日を経過した肉豚をも共済目的とする市町村にあつては、第3項中「変更後の共済金額」の下に「又は特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済金額から増額された場合におけるその増額後の共済金額」を加えること。

(告知義務違反による解除)

第71条 家畜共済資格者は、第43条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの村（市町）が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 この村（市町）は、家畜共済加入者が、前項に基づきこの村（市町）が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。
- 3 この村（市町）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
 - (1) 第43条の規定による申込みの承諾の当時において、この村（市町）が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) この村（市町）のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（この村（市町）のために共済関係を成立させるための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、家畜共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、家畜共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても家畜共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第2項の規定による解除権は、この村（市町）が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第43条の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第71条の2 この村（市町）は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 家畜共済加入者が、この村（市町）に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 家畜共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行

い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この村(市町)の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第71条の3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この村(市町)は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第71条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第72条 個別共済関係に係る共済目的である家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があつたときは、第12条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該個別共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつた時からその効力を失う。

2 第53条第2項に規定する場合であつて、第59条第1項の規定に違反したときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第59条第4項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第59条第5項に違反したときは、第12条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜(乳牛の雌を除く。)が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第73条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があつた金額の限度においてのみ、この村(市町)に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(加入者負担共済掛金の分納)

第74条 この村(市町)は、包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、第59条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金(同条第5項又は第60条第4項の規定により納付すべき差額部分を除く。)を当該各号に掲げる回数に分割して納付することを

認めることができる。

- (1) 共済掛金期間が1年（第55条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12箇月のものを含む。以下同じ。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合 〇回
- (2) この村（市町）が第55条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であつて、当該共済掛金期間が6箇月以上12箇月未満のものについて、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合 2回
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この村（市町）の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 第1項の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付する場合の納付期限は、次のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号の規定により〇回に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金の〇分の1に相当する金額を、第46条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内。次号において同じ。）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日から起算して当該共済掛金期間の月数を〇回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。
 - (2) 第1項第2号の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付することを認められた場合には、第46条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。
- 4 前項に規定する第2回目以降の納付期限後2週間をもつて猶予期間とする。
- 5 第1項の規定により分割納付を認められた包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この村（市町）が第3項の規定による第1回の納付を受けた日の翌日から始まる。
- 6 第5条第4項の規定は、第3項の納付について準用する。

（備考）

- 1 この条から第76条までの規定は、家畜共済の加入者負担共済掛金の納付について分納を認めることとした市町村についての規定であつて、分納制度を行わない市町村にあつては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項第1号及び第3項第1号中「〇回」及び「〇分の1」には、2、3又は4のいずれかを規定する。
- 3 特定包括共済関係について、包括共済関係と同じ分納回数とする市町村にあつては、第74条中「包括共済関係」の下に「及び特定包括共済関係」を加えること。
- 4 特定包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金を当該特定包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して納付することを認める市町村にあつては、第74条の次に次の例により1条を加えること。

第74条の2 この村（市町）は、特定包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、共済掛金期間ごとに、当該特定包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、第59条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき、当該加入者負担共済掛金（同条第5項又は第60条第4項の規定により納付すべき差額の部分を除く。）を当該共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この村（市町）の定める書類を添付してしなければならない。

3 家畜共済加入者は、第1項の規定により特定包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、当該特定包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第46条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日から起算して1箇月を経過するごとの日までに、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。

4 前項に規定する第2回目以降の納期限から起算して2週間は、納付の猶予期間とする。

5 第1項の規定により分割して納付することを認められた特定包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この村（市町）が第3項の規定による第1回の納付を受けた日の翌日から始まる。

6 第5条第4項の規定は、第3項の納付について準用する。

第75条 第6条の規定は、前条第4項の猶予期間が経過してもなお当該期間内に納付すべき加入者負担共済掛金を納付しない家畜共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

（備考）

第74条（備考）の4により第74条の2を規定する市町村にあつては、第75条中「前条第4項」とあるのは「第74条第4項及び前条第4項」と改めること。

第76条 家畜共済加入者が正当な理由がないのに第74条第4項の規定に違反して加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第69条の規定にかかわらず、この村（市町）は、当該家畜共済加入者に対して共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れるものとする。

（備考）

第74条（備考）の4により、第74条の2を規定する市町村にあつては、第76条中「第74条第4項」の下に「及び第74条の2第4項」を加えること。

第4節 果樹共済

（備考）

この節は、果樹共済を行なう市町村のみについての規定であつて、この事業を行な

わない市町村にあつては、この節を削る等所要の手直しを行なうこと。

(定義)

第77条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 収穫共済の共済目的の種類等 法第120条の6第1項第1号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第120条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (3) 全相殺方式による収穫共済 法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (4) 災害収入共済方式による収穫共済 法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (5) 樹園地単位方式による収穫共済 法第150条の5の13第1項に規定する金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (6) 特定危険方式による収穫共済 法第120条の3の2第3項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第1項本文の申出に係るものをいう。
- (7) 品質方式による収穫共済 全相殺方式による収穫共済のうち果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済をいう。
- (8) 短縮方式による収穫共済 昭和61年1月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第4号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済をいう。
- (9) 果樹共済資格団体 法第15条第1項第4号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (10) 全相殺方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び品質（法第120条の3の2第2項の申出をした者にあつては、果実の数量。以下、この号において同じ。）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる第79条第1項の果樹共済資格者をいう。
- (11) 災害収入共済方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の10に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる第79条第1項の果樹共済資格者をいう。

(備考)

第2号から第8号までに掲げる収穫共済のいずれかを行わない市町村にあつては、それぞれの方式に係る号を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第77条の2 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第84条第3項に掲

げる期間ごとに、第79条第1項の果樹共済資格者が、申込期間内に、その現に栽培している第3条第1項第3号又は第4号の果樹（収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。次条第2号において同じ。）ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が30アールに達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾することによつて成立するものとする。

- (1) 収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故が発生することが相当の确实さをもつて見通されること。
 - (2) 第89条第1項第1号、第2号若しくは第4号の標準収穫量、同項第3号の基準生産金額若しくは同条第4項の共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量若しくは生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。
 - (3) 当該果樹に係る第92条第1項から第4項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は同条第7項の損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
 - (4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 2 前項の申込期間は、収穫共済にあつては第1号に掲げる期間、樹体共済にあつては第2号に掲げる期間とする。

- (1) 収穫共済の申込期間
 - イ ○○○ ○月○日から○月○日まで
 - ロ ○○ ○月○日から○月○日まで
- (2) 樹体共済の申込期間
 - イ ○○○ ○月○日から○月○日まで
 - ロ ○○ ○月○日から○月○日まで

- 3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。
- (1) ○○○ ○月○日から○月○日まで
 - (2) ○○ ○月○日から○月○日まで
- (備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、の条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん又はぶどうをその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第1項中「栽培面積」の下に「(主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培される○○○の栽培面積にあつては、当該栽培面積に2を乗じて得た面積。次条第2号、第79条第1項及び第82条第2項第1号において同じ。)」を加えること。
- 3 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない市町村に

あつては、それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

4 法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村にあつては、第1項第3号中「減収金額」を削ること。

5 第1項中「30アール」とあるのは、5アールを下らず30アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。ただし、その定める面積は、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類）ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとに、それぞれ果樹共済資格者に関し第79条第1項に定める面積と一致させること。

6 第2項及び第3項中「〇〇〇」及び「〇〇」には、市町村がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定し、「〇月〇日まで」には、市町村の事務執行体制等を勘案して、収穫共済又は樹体共済の共済責任期間の開始する時までに申込みの承諾及び共済掛金の納付ができるような月日を規定すること。

7 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第3項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（果樹共済への義務加入）

第78条 この村（市町）との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第3条第1項第3号又は第4号の果樹につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該果樹を収穫共済及び樹体共済に付さなければならない。

（1）この村（市町）が当該果樹についての前条第1項の規定による申込みにつき、第81条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなった場合を除く。）

（2）当該果樹が、その者が栽培する果樹で収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類ごとの栽培面積が前条第1項に規定する面積に達しないものである場合

（3）当該果樹が前条第1項各号に掲げる事由に該当する果樹である場合

（備考）

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

2 法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。

（果樹共済資格者）

第79条 この村（市町）との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させることができる者は、第3条第1項第3号又は第4号の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれも30アール未満である者（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類たる果樹の栽培面積が30アール未満である者）又は樹体共済の共済目的の種類たる果樹の栽培面積が30アール未満である者を除く。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（果樹共済資格団体にあつては、その構成員のすべてが当該区域内に住所を有するもの）（以下「果樹共済資格者」という。）とする。

2 この村（市町）との間に果樹共済の共済関係の存する者（以下「果樹共済加入者」

という。)が果樹共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項中「30アール」とあるのは5アールを下らず30アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。
- 3 災害収入共済方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第1項中「(災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類たる果樹の栽培面積が30アール未満である者)」を削ること。

(果樹共済の申込み)

第80条 果樹共済資格者が第77条の2第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの村(市町)に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所(法人たる果樹共済資格者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる果樹共済資格者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所)
- (2) 果樹区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別(法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。))による区分をいう。以下同じ。)
- (3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
- (4) 既に第3条第1項第4号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあつてはその旨。
- (5) 全相殺方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この村(市町)は、第77条の2第1項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済又は樹体共済に係る第84条各項に掲げる期間の開始時の○日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更(第85条に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、果樹共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村(市町)に通知しなければならない。

(備考)

- 1 樹体共済を行わない市町村にあつては、第1項第4号中「第3条第1項第4号」とあるのは「法第84条第1項第5号」と改める等所要の手直しを行うこと。
- 2 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない市町村にあつては、それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 第2項中「○日」には、申込者が当該通知を受けて第87条に掲げる納付期限までに共済掛金を納付することができるような日を規定すること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第81条 この村（市町）は、果樹共済資格者から第77条の2第1項の規定による申込みがあつた場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している第3条第1項第3号又は第4号の果樹で第77条の2第1項の規定による申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(備考)

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、不要の部分を削ること。

(共済事故の一部除外)

第82条 果樹共済資格者は、第77条の2の規定による申込みと同時に、この村（市町）に対し、半相殺方式による収穫共済及び樹園地単位方式による収穫共済について、第3条第1項第3号の共済事故のうち次の各号のいずれかを共済事故としない旨の申出をすることができる。

- (1) 暴風雨（農林水産大臣の定めるものに限る。以下同じ。）による果実の減収以外の共済事故
- (2) 降ひようによる果実の減収以外の共済事故
- (3) 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故
- (4) 暴風雨又は降ひようによる果実の減収以外の共済事故
- (5) 暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

2 前項の申出は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

- (1) 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が〇アール以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前5年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。
- (2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

3 果樹共済資格者は、第77条の2の規定による申込みと同時に、この村（市町）に対し、全相殺方式による収穫共済について、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、第3条第1項第3号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができる。

(備考)

- 1 おうとう、びわ又はすももをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第2項第1号中「〇アール」の下に「(〇〇にあつては〇アール)」を加えること。
- 2 全相殺方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 共済事故の一部除外を認めない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 第1項各号に掲げるもののうちの一部についてのみ特定危険方式による収穫共済を行う市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 5 第1項各号に掲げる共済事故の一部除外について、特定の方式又は特定の共済目的の種類のみで行う市町村にあつては、第1項各号中「共済事故」の下に「(半相殺方式による収穫共済に係る〇〇〇及び〇〇に限る。)」を加える等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の消滅しない場合)

第83条 果樹共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため第79条第2項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合（この村（市町）との間に果樹共済の共済関係の存する者が果樹共済資格団体であるときは、その構成員が住所を当該区域外に移転したため同項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの村（市町）の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第12条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第83条の2 この村（市町）は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、果樹共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この村（市町）の名称
- (2) 果樹共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項及び第2項、第80条第3項並びに第85条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、村（市町）長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第84条 収穫共済の共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（うんしゅうみかん、いよかん又はびわについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間、なつみかん又は指定かんきつについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間）、パイナップルについては夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

2 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済責任期間は、前項の規定にかかわらず、発芽期から果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

3 樹体共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 〇〇〇 〇月〇日から1年間
- (2) 〇〇 〇月〇日から1年間

(備考)

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、第1項及び第

2 項又は第3 項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。

2 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第2 項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

3 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ若しくはパインアツプルをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村又はうんしゅうみかん若しくはなつみかんのみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第1 項中不要の部分を削ること。

4 うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ又はうめをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第2 項中「かかわらず」の下に「、うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、びわ又はうめについては開花期、その他の果樹については」を加えること。

5 樹体共済の共済責任期間の始期については、その共済目的の種類ごとに、収穫共済（特定危険方式による収穫共済及び短縮方式による収穫共済を除く。）の共済責任期間と同一の時期となるように当該共済目的の種類たる果樹の花芽の形成期又は春枝の伸長停止期を勘案して定めること。

（通知義務）

第85条 この村（市町）との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき、パインアツプルの開花促進処理に関する計画を変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）したとき又は法第120条の6 第1 項第1 号の規定により栽培方法に应ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき又は第80条第1 項第5 号の計画を変更したとき、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（備考）

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

2 パインアツプルをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村にあつては、この条中不要の部分を削ること。

3 全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済のいずれも行わない市町村にあつては、この条中「、法第120条の6 第1 項第1 号」を「又は法第120条の6 第1 項第1 号」に改め、「又は第80条第1 項第5 号の計画を変更したとき」を削ること。

（加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法）

第86条 収穫共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。）ごと及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、当該果樹共済加入者に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る第90条第1 項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの村（市町）の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率（法第120条の7 第1 項の収穫基準共済掛金率をいう。以下

同じ。) を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額 (加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該 2 分の 1 に相当する金額及び当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る当該補助金の金額) を差し引いて得た金額とする。

- 2 樹体共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、樹体共済の共済目的の種類ごとに、当該果樹共済加入者に係る共済金額に当該樹体共済の共済目的の種類に係る第90条第2項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの村 (市町) の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体基準共済掛金率 (法第120条の7第6項の樹体基準共済掛金率をいう。以下同じ。) を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額 (加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該 2 分の 1 に相当する金額及び当該果樹共済加入者の当該樹体共済の共済目的の種類に係る補助金の金額) を差し引いて得た金額とする。

- 3 第5条第4項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあっては、第1項又は第2項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 収穫共済の共済事故等による種別が一つのみとなっている市町村にあっては、第1項中「及び収穫共済の共済事故等による種別」を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあっては、第1項中「当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率 (法第120条の7第1項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」とあるのは「当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫危険段階基準共済掛金率 (法第120条の7第5項の収穫危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」と改め、又は第2項中「当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体基準共済掛金率 (法第120条の7第6項の樹体基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」とあるのは「当該果樹共済加入者の当該樹体共済の共済目的の種類に係る樹体危険段階基準共済掛金率 (法第120条の7第9項の樹体危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」と改めること。
- 4 法第120条の7第2項の規定により共済掛金率を割り引く市町村にあっては、第1項中「第90条第1項」の下に「又は第2項」を、「同じ。)」の下に「(当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について第90条第2項の規定の適用があるときは、当該収穫基準共済掛金率から、その率に当該果樹共済加入者に係る同項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率)」を加え、第2項中「第90条第2項」とあるのは「第90条第4項」と改めること。この場合において、法第120条の7第5項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあっては、本備考中「当該収穫基準共済掛金率」とあるのは「当該収穫危険段階基準共済掛金率」と改めること。
- 5 災害収入共済方式による収穫共済を行わない市町村にあっては、第1項中「(災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。以下こ

(加入者負担共済掛金の納付期限)

第87条 第77条の2第1項の規定によりこの村（市町）との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る加入者負担共済掛金を第1号に掲げる期日までにこの村（市町）に納付しなければならない。

ただし、当該加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上であつて、かつ、その支払につき確実な担保を供し、又は保証人を立てた場合にあつては、第2号に掲げる期日までにその収穫共済に係る加入者負担共済掛金を納付するものとする。

(1) イ 〇〇〇 〇月〇日

ロ 〇〇 〇月〇日

(2) イ 〇〇〇 〇月〇日

ロ 〇〇 〇月〇日

2 第77条の2第1項の規定によりこの村（市町）との間に特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済関係が成立した者は、前項の規定にかかわらず、当該収穫共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの村（市町）に納付しなければならない。

(1) 〇〇〇 〇月〇日

(2) 〇〇 〇月〇日

3 第77条の2第1項の規定によりこの村（市町）との間に樹体共済の共済関係が成立した者は、樹体共済に係る加入者負担共済掛金を第84条第3項各号に掲げる期間の開始の日の前日までにこの村（市町）に納付しなければならない。

(備考)

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、第1項及び第2項又は第3項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。

2 第1項及び第2項中「〇〇〇」及び「〇〇」には、市町村が行うその収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹を規定し、第1項第1号及び第2項中「〇月〇日」には、共済目的の種類ごとに、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。この場合において、うんしゅうみかんの3類（昭和48年2月19日農林省告示第210号（農業災害補償法の規定に基づき、特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて主務大臣が定める区分を定める件。以下この備考において「告示」という。）のうんしゅうみかんの3類をいう。）又はぶどうの4類（告示のぶどうの4類をいう。）については、他のうんしゅうみかん又はぶどうと区分して規定しても差し支えない。

3 第1項第2号中「〇月〇日」には、第77条の2第1項の規定により成立した収穫共済の共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する時を当該地域の実情に応じて規定すること。なお、加入者負担共済掛金の延納を認めない市町村にあつては、第1項中「第1号」を「次の各号」に改め、ただし書を削り、第1号及び第2号を次のように改めること。

(1) 〇〇〇 〇月〇日

(2) 〇〇 〇月〇日

4 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第2項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

共済事故の一部除外を認めない市町村にあつては、第2項を削る等所要の手直しを行うこと。

(加入者負担共済掛金の分納)

第88条 この村（市町）は、果樹共済（特定危険方式による収穫共済及び短縮方式による収穫共済を除く。）に係る加入者負担共済掛金のうち〇〇〇及び〇〇に係るものについて、当該加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、前条第1項本文又は第3項の規定にかかわらず、果樹共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この村（市町）の定める書類を添付してしなければならない。

3 果樹共済加入者は、第1項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には、前条第1項第1号に掲げる期日又は第84条第3項各号に掲げる期間の開始の日の前日までに加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第77条の2第1項の規定により収穫共済又は樹体共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。

(1) 収穫共済の納期限

イ 〇〇〇 〇月〇日

ロ 〇〇 〇月〇日

(2) 樹体共済の納期限

イ 〇〇〇 〇月〇日

ロ 〇〇 〇月〇日

4 第6条の規定は、前項各号に掲げる納期限までに第2回目の納付を行わない果樹共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(備考)

1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、第3項中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

2 第1項及び第3項中「〇〇〇」及び「〇〇」には、市町村がその行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とする果樹で分納を認めるものを規定し、第3項中「〇月〇日」には、当該申込みをした日の属する年における当該果樹の収穫期等を勘案して月日を規定すること。ただし、なつみかん、指定かんきつ又はパインアツプル（収穫共済）については、「〇月〇日」とあるのは「翌年の〇月〇日」と規定してもさしつかえない。

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第1項中それぞれの方式に係る部分を削る等所要の手直しを行うこと。

4 加入者負担共済掛金について延納制度を行わない市町村にあつては、第1項中「前条第1項本文」とあるのは「前条第1項」と改め、第3項中「前条第1項第1号」とあるのは「前条第1項各号」と改めること。

(共済金額)

第89条 収穫共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから果樹共済加入者が申

し出た金額とする。

- (1) この村（市町）と果樹共済加入者との間に成立する〇〇〇に係る半相殺方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（〇〇〇〇にあつては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該果樹共済加入者の住所の存する地域の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該果樹共済加入者が当該細区分たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該細区分に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額の合計額）（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の〇〇を下らず、標準収穫金額の100分の70（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の80）を超えない範囲内において、果樹共済加入者が申し出た金額
- (2) この村（市町）と全相殺方式資格者との間に成立する〇〇〇に係る全相殺方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び全相殺方式資格者ごとに、当該全相殺方式資格者の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該全相殺方式資格者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（〇〇〇〇にあつては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該全相殺方式資格者の住所の存する地域の当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該全相殺方式資格者の当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額）（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の〇〇を下らず、標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内において全相殺方式資格者が申し出た金額
- (3) この村（市町）と災害収入共済方式資格者との間に成立する〇〇〇に係る災害収入共済方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額に100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定収穫共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額
- (4) この村（市町）と果樹共済加入者との間に成立する〇〇〇に係る樹園地単位方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、果樹共済加入者の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（〇〇〇〇にあつては、当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該果樹共済加入者の住所の存する地域の当該細

区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額）（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の〇〇を下らず、標準収穫金額の100分の60（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の70）を超えない範囲内において、果樹共済加入者が申し出た金額

- 2 前項第1号、第2号及び第4号の標準収穫量は、法第120条の6第3項及び第150条の5の13第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、この村（市町）が定める。この場合において、品質方式による収穫共済に係る前項第2号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係がこの村（市町）との間に成立する果樹共済加入者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ法第120条の6第3項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。
- 3 第1項第3号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産金額を基礎として、この村（市町）が定める金額とする。
- 4 樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済価額の100分の〇〇を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、果樹共済加入者が選択した金額とする。
- 5 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び果樹共済加入者ごとに、法第120条の6第7項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該果樹共済加入者が栽培する果樹で当該樹体共済に付されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額としてこの村（市町）が定めるものを合計した金額とする。

（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第1項各号中「〇〇〇」には、市町村がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹のうちそれぞれの方式において実施するものを規定すること。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号中「〇〇〇〇」には、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等を規定することとし、当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村又は当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類のみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、不要の部分を削ること。
- 4 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の項、号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 5 特定危険方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第1項第1号中「（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の80）」を削り、同項第4号中「（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の70）」を削ること。
- 6 品質方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第2項中「この場合に

において、品質方式による収穫共済に係る前項第2号の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係がこの村（市町）との間に成立する果樹共済加入者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ法第120条の6第3項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。」を削ること。

（共済掛金率）

第90条 収穫共済の共済掛金率は、この村（市町）に係る収穫基準共済掛金率と同率とする。

2 樹体共済の共済掛金率は、この村（市町）に係る樹体基準共済掛金率と同率とする。

（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、第1項又は第2項のいずれかを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 収穫基準共済掛金率又は樹体基準共済掛金率にさらに安全割増を加える必要がある市町村にあつては、第1項又は第2項を次の例により規定すること。
 - 1 収穫共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、同表下欄に掲げる率とする。
 - 2 樹体共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる樹体共済の共済目的の種類ごとに、同表下欄に掲げる率とする。
- 3 法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項又は第2項を次のいずれかの例により規定すること。
 - 1 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び法第120条の7第5項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る収穫危険段階基準共済掛金率と同率とする。
 - 2 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び法第120条の7第9項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る樹体危険段階基準共済掛金率と同率とする。
- 1 収穫共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第120条の7第5項の規定による危険段階別に同表下欄に掲げる率とする。
- 2 樹体共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる樹体共済の共済目的の種類につき同表中欄に掲げる法第120条の7第9項の規定による危険段階別に同表下欄に掲げる率とする。
- 4 法第120条の7第2項の規定により共済掛金率を割り引く市町村にあつては、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える等所要の手直しを行うこと。
 - 2 法第120条の7第2項の規定により農林水産大臣の定める共済目的の種類につき同項の規定により農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。次項において同じ。）に係る果樹を栽培する果樹共済加入者に係る収穫共済の共済掛金率は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する率から、その率に当該果樹共済加入者に係る防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。

3 前項の防災施設割引率は、共済目的の種類ごと及び防災施設の種類ごとに、規則第33条の6の5第2項の規定により農林水産大臣が地域別に定める割引率により、同項の規定により農林水産大臣が定めるところにより、この村（市町）が、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに定める。

5 法第120条の7第1項ただし書の規定により、共済掛金率を合併の前の第2条に規定する区域ごとに定める場合には、当該区域ごとに共済掛金率を定めること。

（果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第91条 村（市町）長は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金率のうち果樹共済加入者が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを村（町）役場（市役所）に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

2 村（市町）長は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第77条の2第1項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 果樹共済加入者は、いつでも、第1項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（備考）

法第120条の7第5項又は第9項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「果樹共済の共済掛金率」の下に「、各危険段階に属する果樹共済加入者の氏名又は名称（果樹共済加入者たる法人及び果樹共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（果樹共済加入者たる果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）」を加え、第2項に「ただし、果樹共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、果樹共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該果樹共済加入者に係るものに限るものとする。」を加えること。

（共済金の支払）

第92条 この村（市町）は、半相殺方式による収穫共済については、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20）を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に7分の10（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5）を乗じて得た率から7分の3（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に係るものにあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、当該果樹共済加入者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共

済事故による共済目的の減収金額（その樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。）の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫金額の合計額の100分の30（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20）を超えた場合に、共済金額に、その減収金額の合計額のその基準収穫金額の合計額に対する割合に7分の10（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5）を乗じて得た率から7分の3（特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。

- 2 この村（市町）は、全相殺方式による収穫共済については、前項の規定にかかわらず、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第1号に掲げる数量から第2号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第1号に掲げる数量の100分の20を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に4分の5を乗じて得た率から4分の1を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収金額（第3号に掲げる金額から第4号に掲げる金額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。）が第3号に掲げる金額の100分の20を超えた場合に、共済金額に、その減収金額の同号に掲げる金額に対する割合に4分の5を乗じて得た率から、4分の1を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。

- (1) 当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量
- (2) 法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）
- (3) 当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額
- (4) 当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該果樹共済加入者の当該細区分に係る果実の収穫量（品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大

臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量)に相当する数を乗じて得た金額の合計額

- 3 この村(市町)は、災害収入共済方式による収穫共済については、前2項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び果樹共済加入者ごとに、第3条第1項第3号に規定する果実の減収又は品質の低下(農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量にその年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ規則第33条の8の2第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。)がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定された当該果樹共済加入者の当該収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しない場合に、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。
- 4 この村(市町)は、樹園地単位方式による収穫共済については、前3項の規定にかかわらず、〇〇〇に係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量(その樹園地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。)がその基準収穫量の100分の40(特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30)を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に3分の5(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10)を乗じて得た率から3分の2(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3)を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を、〇〇に係るものにあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収金額(その樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額(当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額(当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。))の合計額を差し引いて得た金額をいう。以下この項において同じ。)がその基準収穫金額の100分の40(特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30)を超えた場合に、共済金額に、その減収金額のその基準収穫金額に対する割合に3分の5(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10)を乗じて得た率から3分の2(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3)を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該果樹共済加入者に支払うものとする。
- 5 第1項、第2項及び第4項の基準収穫量は、この村(市町)が第89条第2項の規定により定めた標準収穫量に法第120条の8第4項及び法第150条の5の14第2項の農林

水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

- 6 第3項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び果樹共済加入者ごとに規則第33条の8の2第2項の農林水産大臣が定める準則に従つて、過去一定年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この村（市町）が定める数量とする。
- 7 樹体共済に係る共済金は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び果樹共済加入者ごとに、共済事故によつて果樹共済加入者が被る損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 8 前項の損害の額は、第89条第4項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における当該共済事故に係る果樹の価額としてこの村（市町）が定める金額（当該共済事故が第3条第6項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。
（備考）

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 「〇〇〇」には、市町村がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹に属する収穫共済の共済目的の種類等であつて、法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等以外の収穫共済の共済目的の種類等を、「〇〇」には、市町村がその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする果樹に属する収穫共済の共済目的の種類等であつて、同項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等を規定することとし、「〇〇〇」の属する共済目的の種類又は「〇〇」の属する共済目的の種類の内いずれかをその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村にあつては、不要の部分の削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 特定危険方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第1項中「(特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の20)」、「(特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の5)」及び「(特定危険方式による収穫共済にあつては、4分の1)」を削り、第4項中「(特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の30)」、「(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の10)」及び「(特定危険方式による収穫共済にあつては、7分の3)」を削ること。
- 5 品質方式による収穫共済を行わない市町村にあつては、第2項第2号及び第4号中「(品質方式による収穫共済にあつては、その年における当該果樹共済加入者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に法第120条の8第2項第2号の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量)」を削ること。

(共済金額の削減)

第93条 この村（市町）は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該果樹区分に係る第152条第3項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該果樹区分に係る第154条第3項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第94条 次の場合には、この村（市町）は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 果樹共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 果樹共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 果樹共済加入者が第17条第1項又は第2項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(4) 第77条の2第1項の規定による申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第80条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この村（市町）がこれを知っていたとき及び過失によつてこれを知らなかったときを除く。）。

(5) 果樹共済加入者が第85条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第88条第3項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この村（市町）は、当該果樹共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

3 この村（市町）は、法第120条の6第1項第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、果樹共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

4 この村（市町）は、果樹共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(備考)

1 収穫共済を行わない市町村にあつては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

2 全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済のいずれも行わない市町村にあつては、第1項第4号中「第80条第1項第2号から第5号まで」を「第80条第1項第2号、第3号及び第4号」に改めること。

(告知義務違反による解除)

第95条 果樹共済資格者は、第77条の2第1項の規定による申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの村（市町）が告知を求めたものについて、事実の告知をし

なければならない。

2 この村（市町）は、果樹共済加入者が、前項に基づきこの村（市町）が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済又は樹体共済関係を解除することができる。

3 この村（市町）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

（1）第77条の2第1項の規定による申込みの承諾の当時において、この村（市町）が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

（2）共済媒介者が、果樹共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

（3）共済媒介者が、果樹共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても果樹共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この村（市町）が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第77条の2第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

（備考）

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない村（市町）にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済掛金不払の場合の共済関係の解除）

第95条の2 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第87条各項の規定による納付を遅滞したとき又は第88条第3項の規定に違反して第1回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この村（市町）は、当該収穫共済又は樹体共済の共済関係を解除するものとする。

（備考）

収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない村（市町）にあっては、この条中不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

（重大事由による解除）

第95条の3 この村（市町）は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

（1）果樹共済加入者が、この村（市町）に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

（2）果樹共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

（3）前2号に掲げるもののほか、この村（市町）の果樹共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

（解除の効力）

第95条の4 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この村（市町）は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第95条第2項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第95条の2 解除がされた時まで発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害
(共済金支払額、減収量等の公表)

第96条 この村（市町）は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、果樹共済 加入者ごとに、共済金の支払額、第92条第1項から第4項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は同条第7項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(備考)

- 1 収穫共済又は樹体共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中不要の部分を削ること。
- 2 半相殺方式による収穫共済、全相殺方式による収穫共済、災害収入共済方式による収穫共済又は樹園地単位方式による収穫共済のいずれかを行わない市町村にあつては、この条中それぞれの方式に係る事項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 法第120条の6第5項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類をその行う収穫共済においてその共済目的の種類としない市町村又は当該収穫共済の共済目的の種類等の属する共済目的の種類のみをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、本条中不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第97条 この村（市町）は、果樹共済について、果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎会計年度、果樹共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の〇分の〇に相当する金額（当該前3会計年度間に共済金の支払を受け、又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該果樹共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

- (1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

- 2 この村（市町）が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの第154条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき〇〇県（都道府）農業共済組合連合

会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 規則第24条第3項の規定に基づき無事戻しをしようとする市町村にあつては、この条の次に次の1条を加えること。

第97条の2 この村（市町）は、前条の規定にかかわらず、果樹無事戻区分ごとの果樹共済について、この村（市町）との間に共済関係の存する者で、移譲組合に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、この村（市町）に係る最初の共済責任期間においてこの村（市町）との間に共済関係を存したものに対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの村（市町）との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「得た金額」とあるのは、「得た金額（この村（市町）が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては、この村（市町）が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額）」と読み替えるものとする。

- 2 第1項中「〇分の〇」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。

- 3 第1項及び備考の1において第97条の2の規定の例として規定された第97条の2第1項中「するものとする」とあるのは「することができる」と改めてもよい。

第5節 畑作物共済

(備考)

この節は、畑作物共済を行う市町村のみについての規定であつて、この事業の全部又は一部を行わない市町村にあつては、この節又はこの節中の不要の規定を削る等所要の手直しを行うこと。

(定義)

第98条 この節において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等 法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (3) 全相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第2号及び第3号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (4) 一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済 法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、大豆を共済目的とするものをいう。
- (5) 災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済 法第150条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、茶を共済目的とするものをいう。
- (6) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。

(7) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(8) 茶の災害収入共済方式資格者 災害収入共済方式による特定畑作物共済のうち茶に係る畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間に於いて法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(備考)

第2号から第5号までに掲げる畑作物共済のいずれかを行わない市町村にあつては、それぞれの方式に係る号を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第98条の2 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、第100条第1項の畑作物共済資格者が、その栽培又は養蚕を行う第3条第1項第5号の農作物又は蚕繭（次に掲げる農作物又は蚕繭を除く。次項において「対象農作物等」という。）のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

(1) 畑作物共済の共済目的の種類等（災害収入方式による茶に係る特定畑作物共済にあつては、畑作物共済の共済目的の種類。以下同じ。）ごとの栽培面積が30アールに達しない農作物又は畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量が0.25箱に達しない蚕繭

(2) 次に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭

イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

ロ 当該農作物に係る第108条第1項第1号、第2号若しくは第4号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同項第3号の基準収繭量又は同項第5号の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

ハ 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

ニ 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行わないおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、第100条第1項の畑作物共済資格者が、次の各号に掲げる期間内に、すべての種類の対象農作物等について前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) ○○○又は○○が対象農作物等である者 ○月○日から○月○日まで

(2) ○○○又は○○が対象農作物等である者（前号に掲げる者を除く。）

○月○日から○月○日まで

(3) ……………

(備考)

- 1 第1項中「30アール」とあるのは、5アールを下らず30アールを超えない範囲内（北海道にあつては、30アールを下らず1ヘクタールを超えない範囲内）の面積に、同号中「0.25箱」とあるのは、0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内の箱数に改めてもよい。ただし、その定める面積又は箱数は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、畑作物共済資格者に関し第100条第1項に定める面積又は箱数と一致させること。
- 2 第2項中「○○○又は○○」には、市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物及びその畑作物共済の共済目的の種類等とする蚕繭のうち共済責任期間の始期が近い農作物又は蚕繭を各号ごとにまとめ、共済責任期間の始期が早い順に各号に規定すること。この場合において、同一年産に係る発芽期又は移植期が2以上あり、かつ、それらの発芽期又は移植期が相当離れている農作物については、共済目的の種類たる農作物を発芽期又は移植期ごとに区分して規定してもよい。
- 3 第2項中「○月○日」までには、市町村の事務執行体制等を勘案して、当該各号に掲げる農作物又は蚕繭のすべてについての申込みの承諾及び共済掛金の納付ができるような月日を規定すること。
- 4 その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物又はその畑作物共済の共済目的の種類等とする蚕繭のすべてについて同一の申込期間を設ける市町村にあつては、第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「○月○日から○月○日までの」と改め、各号を削ること。
- 5 市町村が、法第120条の12第3項の規定により規則第33条の13の2で定めるところにより、対象農作物等につき共済目的の種類に応じて区分を定めたときは、第2項を次の例により規定すること。

なお、第○区分 ○○○又は○○には、市町村が畑作物共済の共済目的の種類とするもののうち規則第33条の13の2第1号に掲げる農作物を、第○区分 ○○○には市町村が畑作物共済の共済目的の種類とするもののうち規則第33条の13の2第2号に掲げる農作物又は蚕繭を規定すること。

- 2 前項の規定による承諾は、第100条第1項の畑作物共済資格者が次の各号に掲げる期間内に、当該各号に掲げる区分に係る対象農作物等のすべてについて同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 第○区分 ○○○又は○○が対象農作物である者 ○月○日から○月○日まで

(2) 第○区分 ○○○が対象農作物等である者 ○月○日から○月○日まで

(3) 第○区分 ○○○が対象農作物等である者 ○月○日から○月○日まで

(畑作物共済への義務加入)

第99条 この村（市町）との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第3条第1項第5号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該農作物又は蚕繭を畑作物共済に付さなければならない。

- (1) この村（市町）が当該農作物又は蚕繭についての前条第1項の規定による申込みにつき、第102条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなつた場合を除く。）
- (2) 当該農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う農作物又は蚕繭で畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量が前条第1項第1号に規定する面積又は箱数に達しないものである場合
- (3) 当該農作物又は蚕繭が前条第1項第2号に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭である場合

(備考)

- 1 法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 さとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、「営むもの」の下に「及びこの村（市町）との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者で、さとうきびにつき栽培の業務を営むもの」を加え、「当該農作物」とあるのは「その者が栽培する第3条第1項第5号の農作物」と改めること。この場合において、法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により農作物共済を行わず又は果樹共済若しくは園芸施設共済を行わない市町村にあつては、不要の共済事業を削る等所要の手直しを行うこと。

(畑作物共済資格者)

- 第100条 この村（市町）との間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、第3条第1項第5号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該農作物の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれも30アール未満であり、かつ、畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量のいずれも0.25箱未満である者を除く。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（畑作物共済資格団体にあつては、その構成員のすべてが当該区域内に住所を有するもの）（以下「畑作物共済資格者」という。）とする。
- 2 この村（市町）との間に畑作物共済の共済関係の存する者（以下「畑作物共済加入者」という。）が畑作物共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(備考)

第1項中「30アール」とあるのは、5アールを下らず30アールを超えない範囲内（北海道にあつては、30アールを下らず1ヘクタールを超えない範囲内）の面積に、同項中「0.25箱」とあるのは、0.25箱を下らず2箱を超えない範囲内の箱数に改めてもよい。

(畑作物共済の申込み)

第101条 畑作物共済資格者が第98条の2第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した申込書をこの村（市町）に提出しなければならない。

- (1) 農作物に係る畑作物共済 次に掲げるもの

イ 申込者の氏名及び住所（法人たる畑作物共済資格者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる畑作物共済資格

者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。)

ロ 共済目的の種類

ハ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

ニ 次条第2号の作付基準に適合していることを明らかにする事項

ホ 大豆に係る全相殺方式による畑作物共済及び災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済に付することを申し込む場合にあっては、その申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

ヘ その他共済目的を明らかにすべき事項

(2) 蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げるもの

イ 申込者の氏名及び住所

ロ 共済目的の種類等（蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分が定められた場合は、その区分）

ハ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量

ニ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の当該蚕児の飼育期別の所在地及びその面積（当該畑作物共済資格者が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあっては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量等その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）

ホ 蚕児の飼育場所

ヘ この村（市町）が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあっては、その旨

ト その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この村（市町）は、第98条の2第1項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第104条に掲げる期間の開始時の○日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第105条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、畑作物共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

(備考)

第2項中「○日」には、申込者が当該通知を受けて第107条に掲げる納付期限までに共済掛金を納付することができるような日を規定すること。

(申込みの承諾を拒む場合)

第102条 この村（市町）は、畑作物共済資格者から第98条の2第1項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(1) その者の第98条の2第1項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う第3条第1項第5号の農作物又は蚕繭で第98条の2第1項の規定による申込みができるものの全てでないこと。

(2) その者の第98条の2第1項の規定による申込みに係る農作物の作付けが次に掲げる作付基準に適合しないこと。

イ ……………

ロ

(備考)

第2号の作付基準は、市町村の区域内における望ましい作付基準を規定すること。
この場合において、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちや又はホップを
その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第2号
中「農作物」の下に「(〇〇〇を除く。)」を加え、「〇〇〇」には茶、そば、スイー
トコーン、たまねぎ、かぼちや又はホップを規定すること。

(共済関係の消滅しない場合)

第103条 畑作物共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため第100条第
2項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合（この村（市町）との間に畑作物共
済の共済関係の存する者が畑作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所を当
該区域外に移転したため同項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合）において、
その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの村（市町）の承諾
を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するもの
とする。

2 前項の承諾には、第12条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第103条の2 この村（市町）は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞な
く、畑作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この村（市町）の名称
- (2) 畑作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項及び第2項、第101条第3項並びに第105条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、村（市町）長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第104条 畑作物共済の共済責任期間は、農作物に係る畑作物共済にあつては第1号に掲
げる期間、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第2号に掲げる期間とする。

- (1) 発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 桑の発芽期から収穫をするに至るまでの期間

(備考)

- 1 茶をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、
第1号中「期間」とあるのは「期間（茶については、冬芽の生長停止期から一番
茶の収穫をするに至るまでの期間）」と改めること。
- 2 法第120条の17第2号の規定により春蚕繭につき桑の発芽期前の日から共済責任

期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済を実施する市町村にあつては、第2号中「発芽期」の下に「(春蚕繭にあつては、桑の発芽期前の○月○日)」を加えること。

(通知義務)

第105条 畑作物共済加入者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる共済目的の異動を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの村(市町)に通知しなければならない。

(1) 農作物に係る畑作物共済 共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき又は法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへ変更したとき。

(2) 蚕繭に係る畑作物共済 共済目的を譲渡したとき又は収繭期前の棄蚕をしたとき。

(備考)

全相殺方式による大豆に係る畑作物共済又は災害収入共済方式による特定畑作物共済を行う市町村にあつては、「又は法第120条の12第1項第1号」を「、法第120条の12第1項第1号」に改め、「変更したとき」の下に「又は第101条第1項ホの計画を変更したとき」を加えること。

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第106条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと)に、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別。以下この項において同じ。)に係る第109条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第2条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率(法第120条の15第1項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の100分の55(蚕繭に係るものにあつては、2分の1)に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第4項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(備考)

1 法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域を定めている場合にあつては、第1項中「第2条に規定する区域」とするのは「当該畑作物共済加入者の住所(畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所)の存する地域(法第120条の15第1項の地域をいう。)」と改めること。

2 法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第2条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率(法第120条の15第1項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」とあるのは「当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る畑作物危険段階基準共済掛金率(法第120条の15第6項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。)」と改めること。

この場合において、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域を定めている場合にあつては、本備考中「第2条に規定する区域」とあるのは「当該畑作物共済加入者の住所の存する地域（法第120条の15第1項の地域をいう。）」と、「に係る畑作物危険段階基準共済掛金率」とあるのは「及び当該畑作物共済加入者の住所の存する地域（法第120条の15第1項の地域をいう。）」に係る畑作物危険段階基準共済掛金率」と改めること。

- 3 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた市町村にあつては、第1項中「蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるのは「蚕繭に係るものにあつては、蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごと」と改めること。

（加入者負担共済掛金の納付期限）

第107条 第98条の2第1項の規定によりこの村（市町）との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの村（市町）に納付しなければならない。

（1）〇〇〇 〇月〇日

（2）〇〇 〇月〇日

（備考）

- 1 「〇〇〇」及び「〇〇」には、市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物又は共済目的の種類等とする蚕繭を規定するものとし、「〇月〇日」には、共済目的の種類ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと）に、共済責任期間の開始する時を当該地域の実情に応じて規定すること。ただし、ばれいしよについては、春植えばれいしよと秋植えばれいしよの別ごとに規定してもよい。
- 2 さとうきびについては、「〇月〇日」とあるのは「当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の5月31日」と規定すること。
- 3 蚕繭に係る畑作物共済にあつては、その共済目的の種類等ごとに、当該共済責任期間の開始する時まで当該共済掛金の額を確定することができない場合に限り、共済掛金の納付期限の延長ができるものとする。この場合には、1の例により規定するのに代えて、次の2項を規定してもよい。ただし、法第120条の14第4項の規定により農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた市町村にあつては、第2項中「共済目的の種類等」とあるのは「共済目的の蚕期に応じた区分」と改めること。
 - 2 蚕繭に係る畑作物共済にあつては、その共済目的の種類等ごとにこの村（市町）が告知する納期限までに当該共済掛金をその村（市町）に納付しなければならない。
 - 3 前項の納期限は、当該共済責任期間の開始時から、畑作物共済加入者ごとの蚕種の掃立（配蚕）時における掃立量の報告に基づき当該畑作物共済加入者に係る共済掛金の額が確定した日としてこの村（市町）が認めた日以後2週間を超えない範囲内で定めることとする。
- 4 茶、さとうきび及び蚕繭を除くものに係る畑作物共済にあつては、その共済目

的の種類ごとに、当該共済責任期間の開始する時までに当該共済掛金の額を確定することができない場合に限り、共済掛金の払込期限の延長ができるものとする。

この場合には、当該額を確定することができる時期を考慮して当該月日を規定すること。

(共済金額)

第108条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから畑作物共済加入者（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

(1) この村（市町）と畑作物共済加入者との間に成立する〇〇〇に係る半相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の70（大豆にあつては、100分の80）に相当する数を乗じて得た金額

(2) この村（市町）と畑作物共済加入者との間に成立する〇〇〇に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の80（ばれいしよ、大豆及びてん菜にあつては、100分の90）に相当する数を乗じて得た金額

(3) この村（市町）と畑作物共済加入者との間に成立する蚕繭に係る畑作物共済の共済関係にあつては、当該畑作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の80に相当する数を乗じて得た金額

(4) この村（市町）と畑作物共済加入者との間に成立する一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の100分の70に相当する数を乗じて得た金額

(5) この村（市町）と災害収入共済方式資格者との間に成立する災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額の100分の〇〇を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定畑作物共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額

2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、この村（市町）の区域の属する法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額の金額と同額とする。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の基準収穫量並びに同項第3号の基準収穫量は法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従いこの村（市町）が定める。

4 第1項第5号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共

済方式資格者ごとに、法第150条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該畑作物の共済目的の種類に係る農作物の生産金額を基礎として、この村（市町）が定める金額とする。

（備考）

- 1 第1項第1号中「〇〇〇」には、大豆、小豆、いんげん及び茶のうち市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 2 第1項第2号中「〇〇〇」には、ばれいしよ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちや及びホツブのうち市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 3 この項中第1項から第5項までに掲げる畑作物共済のいずれかを行わない市町村にあつては、不要の部分进行削る等所要の手直しを行うこと。
- 4 第2項の規定は、いずれの畑作物共済の共済目的の種類等についても法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額を単位当たり共済金額として定める場合の規定であつて、当該金額のうちの最高額以外の額を単位当たり共済金額として定める場合には、次の例によること。
 - 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第〇の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき、当該下欄に掲げる金額とする。
- 5 市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等のうちに法第120条の15第1項の規定により当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域が定められているものがある市町村にあつては、第3項を次のいずれかの例により規定すること。
 - 3 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第〇の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき当該下欄に掲げる地域ごとに当該地域の属する法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうちの最高額と金額と同額とする。
 - 3 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第〇の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる金額とする。
- 6 法第120条の15第6項の規定により危険段階の別を定めた市町村にあつては、第2項を次の例により規定すること。この場合において、法第120条の15第1項の規定により当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域が定められている市町村にあつては、「種類等」の下に「及び法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域」を加えること。
 - 2 前項第1号から第4号各号の単位当たり共済金額は、別表第〇の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき当該中欄に掲げる法第120条の15第6項の規定による危険段階別に当該下欄に掲げる金額とする。
- 7 規則第33条の15第3項の規定により単位当たり共済金額の選択にき畑作物共済加入者の申出を認める市町村にあつては、第2項の次に次の例により2項を加え

ること。なお、第3項各号列記中「〇〇円、〇〇円」とあるのは、「法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額」等と改めてもよい。

3 畑作物共済加入者が、次の各号に掲げる共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちのいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

(1) 〇〇 〇〇円、〇〇円

(2) ………

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの村（市町）に提出してするものとする。

8 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分を定めた市町村にあつては、第1項第3号中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とし、第2項中「畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと」とすること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、第2条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(備考)

1 畑作物基準共済掛金率に更に安全割増を加える必要がある市町村にあつては、この条を次の例により規定すること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第〇の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、当該下欄に掲げる率とする。

2 法第120条の15第1項の規定により当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域が定められている市町村にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）及び法第120条の15第1項の規定により〇〇県（都道府）知事が定めた地域ごとに、当該地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別）につき当該中欄に掲げる地域ごとに当該下欄に掲げる率とする。

- 3 法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、この条を次のいずれかの例により規定すること。この場合において、法第120条の15第1項の規定により当該市町村の共済事業の実施区域を分けて地域が定められている市町村にあつては、第109条の第1の規定の例として規定された第109条中「種別ごと）」の下に「、法第120条の15第1項の規定により○○県（都道府）知事が定めた地域ごと」を加え、第109条の第2の規定の例として規定された第109条中「種別）」の下に「及び法第120条の15第1項の規定により○○県（都道府）知事が定めた地域」を加えること。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）及び法第120条の15第6項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る畑作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(共済掛金率)

第109条 畑作物共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等及び畑作物共済の共済責任期間による種別）につき当該中欄に掲げる法第120条の15第6項の規定による危険段階別に当該下欄に掲げる率とする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第110条 村（市町）長は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち畑作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを村（町）役場（市役所）に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 村（市町）長は、共済目的の種類ごとに、毎年、第98条の2第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。
- 3 畑作物共済加入者は、いつでも、第1項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(備考)

法第120条の15第6項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「畑作物共済の共済掛金率」の下に「、各危険段階に属する畑作物共済加入者の氏名又は名称（畑作物共済加入者たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（畑作物共済加入者たる畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）」を加え、第2項に「ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、畑作

物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該畑作物共済加入者に係るものに限るものとする。」を加えること。

(共済金の支払額)

第111条 この村（市町）は、半相殺方式による畑作物共済については、〇〇〇に係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第1項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の30（大豆にあつては100分の20）を超えた場合に、第108条第1項第1号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

2 この村（市町）は、全相殺方式による畑作物共済については、〇〇〇に係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第120条の16第2項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の20（ばれいしよ、大豆及びてん菜にあつては、100分の10）を超えた場合に、第108条第1項第2号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

3 この村（市町）は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収繭量（共済事故により桑葉が減収し、買桑によつて飼育をした場合には、その買桑分に相当する収繭量を除く。）を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能である場合には、その差し引いて得た数量を法第120条の16第3項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量の100分の20を超えた場合に、第108条第1項第3号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。

- 4 この村（市町）は、一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第104条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を、法第150条の7第1項の実 損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量を いうものとする。）が当該基準収穫量の100分の30を超えた場合に、第108条第1項第4号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。
- 5 この村（市町）は、災害収入共済方式による茶に係る特定畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び畑作物共済加入者ごとに、共済事故による農作物の減収（農林水産大臣が定める準則に従つて認定されたその年における当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量にその年における当該畑作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の価格に応じ規則第47条の34第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従つて認定された当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しない場合に、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該畑作物共済加入者に支払うものとする。
- 6 前項の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類ごと及び畑作物共済加入者ごとに規則第47条の34第2項の農林水産大臣が定める準則に従つて、過去一定年間におけるその者の当該畑作物共済の共済目的の種類に係る農作物の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該農作物の価格に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この村（市町）が定める数量とする。

（備考）

- 1 第1項中「〇〇〇」には、大豆、小豆、いんげん及び茶のうち市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 2 第2項中「〇〇〇」には、ばれいしょ、大豆、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちや及びホツプのうち市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とするものに属する畑作物共済の共済目的の種類等を規定すること。
- 3 てん菜をその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第2項中「農作物の収穫量」の下に「（てん菜に係る畑作物共済にあつては、法第120条の16第2項のその年における当該畑作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加

えて得た数量)」を、「耕地」の下に「及びは種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかつた場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において再びは種又は移植した耕地」を加えること。

4 第1項から第5項に規定する畑作物共済のいずれかを行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

5 さとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第2項中「農作物の収穫量」の下に「(さとうきびに係る畑作物共済にあつては、法第120条の16第2項のその年における当該畑作物共済加入者の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量)」を、「耕地」の下に「及び植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかつた場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地」を加え、次の1項を加えること。

7 さとうきびに係る畑作物共済については、畑作物共済加入者ごとに、当該畑作物共済加入者がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、第2項の規定により共済金が支払われないとき又は第1号に掲げる金額が第2号に掲げる金額を超えるときは、共済金は、第2項の規定にかかわらず第1号に掲げる金額に相当する金額とする。

(1) 第108条第1項第2号の単位当たり共済金額に、当該さとうきび収穫皆無耕地ごとの基準収穫量の合計の100分の70（第104条の発芽期において共済事故により発芽しなかつたさとうきび収穫皆無耕地については、法第150条の9第1号の農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

(2) 第2項の規定を適用して算定して得た金額

6 法第120条の14第4項の規定により、農林水産大臣が蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る共済目的の種類等につき蚕期に応じた区分を定めた市町村にあつては、第3項中「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とすること。

(共済金額の削減)

第112条 この村（市町）は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。）に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該畑作物区分に係る第152条第4項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該畑作物区分に係る第154条第4項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責等)

第113条 次の場合には、この村（市町）は、共済金の全部又は一部につき、支払の責め

を免れるものとする。

- (1) 畑作物共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 畑作物共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 畑作物共済加入者が第17条第1項又は第2項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- (4) 第98条の2第1項の規定による申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物又は蚕繭に関する第101条第1項第1号ロからニまで及び同項第2号ロからへまでに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この村（市町）がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかったときを除く。）
- (5) 畑作物共済加入者が第105条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 この村（市町）は、法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、畑作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この村（市町）は、畑作物共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

（告知義務違反による解除）

第114条 畑作物共済資格者は、第98条の2第1項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの村（市町）が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この村（市町）は、畑作物共済加入者が、前項に基づきこの村（市町）が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

3 この村（市町）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 第98条の2第1項の規定による申込みの承諾の当時において、この村（市町）が前項の事実を知り、又は過失によつて知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、畑作物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、畑作物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても畑作物共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この村（市町）が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第98条の2第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第114条の2 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第107条の規定による納付を遅滞したとき又は第117条第3項の規定に違反して第1回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この村(市町)は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(備考)

畑作物共済の加入者負担共済掛金について分納制度を行わない村(市町)にあつては、「又は第117条第3項の規定に違反して第1回目の加入者負担共済掛金の払込みを遅滞したとき」を削ること。

(重大事由による解除)

第114条の3 この村(市町)は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 畑作物共済加入者が、この村(市町)に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 畑作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この村(市町)の畑作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第114条の4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 この村(市町)は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第114条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第114条の2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第115条 この村(市町)は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第111条第1項、第2項、第3項若しくは第4項の減収量又は同条第5項の生産金額の減少額、共済金の支期日及び支払方法を公表するものとする。

(備考)

法第111条第1項から第5項に掲げるいずれかの共済目的の種類に係る畑作物共済又は蚕繭に係る畑作物共済を行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等必要の手直しを行うこと。

(無事戻し)

第116条 この村(市町)は、畑作物共済について、規則第23条の2第5項畑作物無事戻区分ごとに、毎会計年度、畑作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金(以下この項

において「共済掛金加入者負担分」という。)の○分の○に相当する金額(当該前3会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該畑作物共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

- (1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の○分の○に相当する金額以上の金額であるときを除く。)
- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の○分の○に相当する金額(当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該○分の○に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

2 この村(市町)が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの第154条第4項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき〇〇県(都道府)農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(備考)

- 1 規則第24条第3項の規定に基づき無事戻しをしようとする市町村にあつては、次の1条を加えること。

第116条の2 この村(市町)は、前条の規定にかかわらず、畑作物共済について、この村(市町)との間に共済関係の存する者で、移譲組合に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、この村(市町)に係る最初の共済責任期間においてこの村(市町)との間に共済関係が存したのに対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの村(市町)との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「特別積立金の金額」とあるのは、「特別積立金の金額(この村(市町)が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては、この村(市町)が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額)」と読み替えるものとする。

- 2 第1項中「○分の○」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。

- 3 第1項及び備考の1において第116条の2の規定の例として規定された第116条の2第1項中「するものとする」とあるのは「することができる」と改めてもよい。

(加入者負担共済掛金の分納)

第117条 この村(市町)は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金のうち〇〇〇及び〇〇に係るものについて、当該加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、第107条の規定にかかわらず、畑作物共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の納付につき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この村（市町）の定める書類を添付してしなければならない。

3 畑作物共済加入者は、第1項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には第107条各号に掲げる期日までに加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第98条の2第1項の規定により畑作物共済の共済関係の成立した日の属する年の次の各号に掲げる期日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。

(1) ○○○ ○月○日

(2) ○○ ○月○日

4 第5条第4項の規定は、前項の納付について準用する。

5 第6条の規定は、第3項各号に掲げる納期限までに第2回目の納付を行わない畑作物共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(備考)

1 この条及び次条の規定は、畑作物共済の加入者負担共済掛金の納付について分納を認めることとした市町村についての規定であつて、分納制度を行わない市町村にあつては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。

2 第1項及び第3項中「○○○」及び「○○」には、市町村がその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする農作物で分納を認めるものを規定し、第3項中「○月○日」には、当該農作物に係る共済責任期間が2分の1経過することとなる月日を規定すること。この場合において、ばれいしよについては、春植えばれいしよと秋植えばれいしよとの別ごとに規定してもよい。

3 さとうきびについては、第3項中「○月○日」とあるのは「当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の9月30日」と規定すること。

第118条 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに前条第3項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第113条の規定にかかわらず、この村（市町）は、当該畑作物共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第6節 園芸施設共済

(備考)

この節は、園芸施設共済を行う市町村のみについての規定であつて、この事業を行わない市町村にあつては、この節を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の成立)

第119条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、第121条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この村（市町）がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、第121条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第122条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあつては、当該申出を含む。）をしている場合でなければ、しないものとする。

- (1) 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。
- (2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

(備考)

特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第2項中「(第122条第2項及び第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。)」を削る等所要の手直しを行うこと。

(園芸施設共済への義務加入)

第120条 この村(市町)との間に農作物共済の共済関係の存する者で、特定園芸施設を所有するものは、次の各号に該当する場合を除き、その者が所有する特定園芸施設を園芸施設共済に付さなければならない。

- (1) 当該特定園芸施設が前条第2項各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- (2) 当該特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- (3) 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあつては、当該設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。)の合計が5アール未満である者が所有する特定園芸施設である場合

(備考)

- 1 法第85条の7において準用する法第85条第2項後段の規定により、農作物共済を行わない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 第3号中「5アール」とあるのは、2アールを下らず5アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。ただし、その定める面積は、園芸施設共済資格者に関し次条第1項に定める面積と一致させること。

(園芸施設共済資格者)

第121条 この村(市町)との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者(その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール未満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。)とする。

- (1) 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。
- (2) 第2条に規定する区域内に住所を有すること。

2 この村(市町)との間に園芸施設共済の共済関係の存する者(以下「園芸施設共済加入者」という。)が園芸施設共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(備考)

第1項中「5アール」とあるのは、2アールを下らず5アールを超えない範囲内の面積に改めてもよい。

(園芸施設共済の申込み)

第122条 園芸施設共済資格者が第119条第1項の規定による申込みをしようとするとき

は、次の事項を記載した申込書をこの村（市町）に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる園芸施設共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
 - (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
 - (3) 附帯施設の種類及び経過年数
 - (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
 - (5) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 園芸施設共済資格者は、第119条の規定による申込みと同時に、この村（市町）に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 3 園芸施設共済資格者は、第119条の規定による申込みと同時に、この村（市町）に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 4 この村（市町）は、第119条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 5 第1項の申込書に記載した事項に変更（第127条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（備考）

- 1 附帯施設又は施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、第1項中第3号又は第4号を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 特定園芸施設撤去費用額を定めない市町村にあつては、第2項を削る等所要の手直しを行うこと。
- 3 園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

（申込みの承諾を拒む場合）

第123条 この村（市町）は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から第119条第1項の規定による申込みがあつた場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第119条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

（共済事故の一部除外）

第124条 園芸施設共済資格者は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について第119条の規定による申込みと同時に、この村（市町）に対し、第3条第1項第6号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号の一に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

- (1) 前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き

続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。

- (2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(備考)

- 1 第2項第1号中「5アール」とあるのを、5アールを下らない面積に改めてもよい。
- 2 施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済関係の消滅しない場合)

第125条 園芸施設共済加入者が住所を第2条に規定する区域外に移転したため第121条第2項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの村（市町）の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらずなお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第12条第2項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第125条の2 この村（市町）は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) この村（市町）の名称
- (2) 園芸施設共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第17条第1項、第2項及び第6項、第122条第5項並びに第127条の通知をすべき事項
- (9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法
- (10) 共済関係の成立年月日
- (11) 書面を作成した年月日

- 2 前項の書面には、村（市町）長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(備考)

特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第1項第8号中「第17条第1項、第2項及び第6項」を「第17条第1項及び第2項」に改め、第9号を削る等所要の手直しを行うこと

(共済責任期間)

第126条 園芸施設共済の共済責任期間は、この村（市町）が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から1年間とする。

- 2 その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る園芸施設共済加入者からこの村（市町）が、その開始している共済責任期間の終了する日（以

下この項において「終了日」という。)の1か月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了日の10日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

3 この村(市町)は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前2項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る園芸施設共済加入者との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を4月以上1年未満(第1号及び第4号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、1年未満)とすることができる。

(1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

(3) 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆していない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。

(4) 当該特定園芸施設について気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その被覆期間を合計した期間が4月以上であること。

(備考)

1 第3項中「4月」とあるのを「2月」に改めてもよい。

2 共済責任期間の始期を統一する市町村にあつては、第1項を次のように改め、第3項中「前2項」を「第1項本文及び第2項」に改め、同項第1号中「始期又は」を削ること。

園芸施設共済の共済責任期間は○月○日、○月○日又は○月○日のうち、この村(市町)が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の後最初に到来する日から1年間とする。ただし、現に園芸施設共済に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を園芸施設共済加入者が新たに所有し又は管理した場合その他特別な事由がある場合における共済責任期間は、この村(市町)が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から当該園芸施設共済加入者との協議により定める日までとすることができる。

(通知義務)

第127条 園芸施設共済加入者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損し若しくは滅失したとき(破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。)、共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物を共済目的とする共済関係に

においては施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの村（市町）に通知しなければならない。

（備考）

施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、「施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したとき」を削る等所要の手直しを行うこと。

（加入者負担共済掛金の金額）

第128条 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済金額に第131条の共済掛金率を乗じて得た金額（第126条第3項の規定により1年未満とされた共済責任期間に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額）からその2分の1に相当する金額（その金額が法第13条の5の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

（加入者負担共済掛金の納期限）

第129条 第119条第1項の規定による申込みをした者は、第122条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金をこの村（市町）に納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この村（市町）は、改めて第119条第1項の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 第5条第4項の規定は、第1項の納付について準用する。

（共済金額）

第130条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第3条第7項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済価額の100分の〇〇を下らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第132条第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから園芸施設共済加入者が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、法第120条の22第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時ににおける価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この村（市町）が定める金額とする。

3 第122条第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

4 第122条第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

（備考）

1 附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては不要の部分の削り、施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第1項中「又は施設内農作物」を削り、第2項中

「を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この村（市町）が定める」とあるのは「としてこの村（市町）が定めるものを合計した」と改め、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第1項中かつこ書を削り、第2項中「及び附帯施設」及び「を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この村（市町）が定める金額」を削ること。

2 特定園芸施設撤去費用額を定めない市町村にあつては、第3項を削る等所要の手直しを行うこと。

3 園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第4項を削る等所要の手直しを行うこと。

（共済掛金率）

第131条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

（1）第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項第1号の共済掛金標準率甲と同率

（2）第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項第2号の共済掛金標準率乙と同率

（備考）

1 法第120条の23第1項の率として園芸施設基準共済掛金率を超える率を定める市町村にあつては、この条を次の例により規定すること。

（共済掛金率）

第131条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、別表第○に掲げる率とする。

2 法第120条の23第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、この条を次の例により規定すること。

（共済掛金率）

第131条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごと、法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第120条の23第3項の規定による危険段階別に当該危険段階に係る法第120条の23第3項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

（共済掛金率）

第131条 園芸施設共済の共済掛金率は、別表第○の上欄に掲げる施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）及び法第120条の23第2項の規定により農林水産大臣が定める地域につき当該中欄に

掲げる法第120条の23第3項の規定による危険段階別に当該下欄に掲げる率とする。

- 3 施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村及び特定園芸施設撤去費用を定めない市町村にあつては、「ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう）」を削り、備考の2により第131条の第1の規定の例として規定された第131条中「、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごと」を削り、第131条の第2の規定の例として規定された第131条中「、園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）」を削る等所要の手直しを行うこと。

（園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第132条 村（市町）長は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを村（町）役場（市役所）に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 村（市町）長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。

- 3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（備考）

法第120条の23第3項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める市町村にあつては、第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の下に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称（園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所」を加え、第2項に「ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。」を加え、第3項に「ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該園芸施設共済加入者に係るものに限るものとする。」を加えること。

（共済金の支払額）

第133条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によつて園芸施設共済加入者が被る損害の額が3万円（当該特定園芸施設等に係る共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

（1）特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の

基礎となつたもの

(2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であつて、第17条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50%（規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35%）を超える場合

4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第17条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることをこの村（市町）が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

(備考)

1 附帯施設又は施設内農作物のいずれかをその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第2項中第2号又は第3号のいずれかを削る等所要の手直しを行い、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、第1項中「、特定園芸施設等」とあるのは「、特定園芸施設」と、「当該特定園芸施設等」とあるのは「当該特定園芸施設」と改め、第2項を次の例により規定すること。

2 前項の損害の額は、当該園芸施設共済の共済価額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額から共済事故が発生したときに現に当

該特定園芸施設につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

2 特定園芸施設撤去費用額を定めない市町村にあつては、第3項及び第4項を削る等所要の手直しを行うこと。

3 園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあつては、第5項及び第6項を削る等所要の手直しを行うこと。

(共済金額の削減)

第134条 この村(市町)は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 第149条第5号の勘定に係る第152条第2項の不足金てん補準備金の金額

(2) 第149条第5号の勘定に係る第152条第2項の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該会計年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行うものとする。

第135条 この村(市町)は、決算において共済金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第136条 次の場合には、この村(市町)は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 園芸施設共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠つたとき。

(2) 園芸施設共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかつたとき。

(3) 園芸施設共済加入者が第17条第1項、第2項又は第6項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(4) 第119条第1項の規定による申込みをした園芸施設共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第122条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(この村(市町)がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)。

(5) 園芸施設共済加入者が第127条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 この村(市町)は、園芸施設共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(備考)

1 附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第1項第4号中「から第4号まで」とあるのは「及び第3号」と改め、施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては同号中「から第4号まで」とあるのは「及び第3号」と改め、第2項を削り、附帯施設及び施設内農作物をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては第1項第4号中「特定園芸施設等」とあるのは「特定園芸施設」と改め、「から第4号まで」を削り、第2項を削ること。

- 2 特定園芸施設撤去費用額及び園芸施設復旧費用額を定めない市町村にあっては、第1項第3号中「第17条第1項、第2項又は第6項」を「第17条第1項又は第2項」に改める等所要の手直しを行うこと。

(支払責任のない損害)

第136条の2 この村(市町)は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第137条 園芸施設共済資格者は、第119条第1項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの村(市町)が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 この村(市町)は、園芸施設共済加入者が、前項に基づきこの村(市町)が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

- 3 この村(市町)は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第119条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、この村(市町)が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

- 4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても園芸施設共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第2項の規定による解除権は、この村(市町)が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第119条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第137条の2 この村(市町)は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 園芸施設共済加入者が、この村(市町)に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 園芸施設共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この村(市町)の園芸施設共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第137条の3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 2 この村(市町)は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第137条第2項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第138条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつたときは、第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係はその譲渡又は相続その他の包括承継があつた時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第139条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 園芸施設共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があつた金額の限度においてのみ、この村（市町）に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第8条の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第1項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(備考)

附帯施設をその行う園芸施設共済においてその共済目的としない市町村にあつては、この条中「又は附帯施設」を削ること。

(共済金支払額等の通知)

第140条 この村（市町）は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に、共済金の支払額、第133条第2項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

(無事戻し)

第141条 この村（市町）は、園芸施設共済について、毎会計年度、園芸施設共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前3会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の〇分の〇に相当する金額（当該前3会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前2会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該園芸施設共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

(1) 当該会計年度の前3会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額以上の金額であるときを除

く。)。

- (2) 当該会計年度の前3会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の〇分の〇に相当する金額（当該会計年度の前2会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該〇分の〇に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

- 2 この村（市町）が前項の規定により無事戻しをする金額は、第149条第5号の勘定に係る第154条第2項の特別積立金の金額に〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

（備考）

- 1 規則第24条第3項の規定に基づき無事戻しをしようとする市町村にあつては、この条の次に次の1条を加えること。

第141条の2 この村（市町）は、前条の規定にかかわらず、園芸施設共済について、この村（市町）との間に共済関係の存する者で、法第85条の3第3項又は第5項の公示があつた日の前日に当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、その公示があつた日にこの村（市町）との間に共済関係を成立させたものに対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの村（市町）との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第2項中「特別積立金の金額」とあるのは、「特別積立金の金額（この村（市町）が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては、この村（市町）が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額）」と読み替えるものとする。

- 2 第1項中「〇分の〇」とあるのは、2分の1以下の割合を規定すること。

- 3 第1項及び備考の1において第141条の2の規定の例として規定された第141条の2第1項中「するものとする」とあるのは「することができる」と改めてもよい。

（加入者負担共済掛金の分納）

第142条 この村（市町）は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金の金額が〇万円以上である場合には、第129条第1項の規定にかかわらず、園芸施設共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の納付につき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この村（市町）の定める書類を添付してしなければならない。

- 3 園芸施設共済加入者は、第1項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には、第122条第4項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して6月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの村（市町）に納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第126条第1項の規定にかかわらず、この村（市町）が前項の規定による第1回の納付を受け

た日の翌日から1年間とする。

5 第5条第4項の規定は、第3項の納付について準用する。

6 第6条の規定は、第3項の納期限までに第2回目の納付を行わない園芸施設共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(備考)

この条及び次条の規定は、園芸施設共済の加入者負担共済掛金の納付について分納を認めることとした市町村についての規定であつて、分納制度を行わない市町村にあつては、これらの規定を削る等所要の手直しを行うこと。

第143条 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに前条第3項の規定に違反して第2回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第136条の規定にかかわらず、この村(市町)は、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第3章 財 務

(地方公営企業法の適用)

第144条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、この村(市町)の行なう共済事業に同法の財務規定等を昭和○年○月○日から適用する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第145条 地方公営企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により共済事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が○○千円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第146条 地方公営企業法第34条の2ただし書の規定に基づき、共済事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(備考)

この条文は会計管理者に会計事務の一部を行わせることとした市町村についての規定であつて、会計管理者に会計事務及び決算のすべてを行わせる市町村にあつては、次の例により規定すること。

(会計事務及び決算の処理)

第146条 地方公営企業法第34条の2ただし書の規定に基づき、共済事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第147条 共済事業の業務に関し、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が○○千円以上のもの及び法律上この村(市町)の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が○○千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第148条 村（市町）長は、共済事業に関し、地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の実施方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概況

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか共済事業の実施状況を明らかにするため村（市町）長が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、村（市町）長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

（勘定区分）

第149条 この村（市町）の共済事業に係る特別会計は、次の勘定に区分して経理する。

（1）農作物共済に関する勘定

（2）家畜共済に関する勘定

（3）果樹共済に関する勘定

（4）畑作物共済に関する勘定

（5）園芸施設共済に関する勘定

（6）業務の執行に要する経費に関する勘定

（備考）

果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては、第3号、第4号又は第5号を削る等所要の手直しを行うこと。

（支払備金の積立て）

第150条 この村（市町）は、毎会計年度の終りにおいて、支払備金として、次の金額の中から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

（1）共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

（2）共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

（責任準備金の積立て）

第151条 この村（市町）は、毎会計年度の終わりにおいて、共済責任期間が翌会計年度にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てるものとする。

（1）農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の概算払の額（〇〇県（都道府）農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く）を差し引いて得た金額

(2) 家畜共済又は園芸施設共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から〇〇県（都道府）農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いて得た金額中まだ経過しない責任期間に対する金額

2 前項第2号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割によつて計算する。

(備考)

1 地方自治法第232条の5及び同法施行令第162条第6号の規定により、共済金の概算払（仮渡し）を行なう旨を規則で定めない市町村にあつては、第1項第1号中「及び共済金の概算払の額」を削ること。

2 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては第1項第1号及び第2号中不要の部分等を削る等所要の手直しを行うこと。

3 なつみかん、指定かんきつ若しくはパインアップルをその行う収穫共済においてその共済目的の種類とする市町村又はさとうきびをその行う畑作物共済においてその共済目的の種類とする市町村にあつては、第1項中「翌会計年度」の下に「又は翌々会計年度」と加えること。

(不足金てん補準備金の積立て)

第152条 この村（市町）は、第149条第1号の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎会計年度の剰余金中当該各号に掲げる金額を当該勘定に係る法第101条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）として積み立てるものとする。

(1) 当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第1の算式により算出される金額（その算出される金額が規則第22条第1項第1号の農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第1次限度額」という。）未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額（第149条第1号の勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として村（市町）長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の3分の2に相当する金額（その金額が第1次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第2の算式により算出される金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額）

(2) 当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第1次限度額以上第1次限度額の2倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の3分の1に相当する金額と第1次限度額の2倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

2 この村（市町）は、第149条第2号又は第5号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金中その金額の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

3 この村（市町）は、第149条第3号の勘定にあつては、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る当該会計年度の剰

余金の金額を、果樹区分ごとに、過去の収支の差額を基準として村（市町）長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

- 4 この村（市町）は、第149条第4号の勘定にあつては、畑作物区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の収支の差額を基準として村（市町）長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

（備考）

- 1 第2項から第4項までの規定中「2分の1」とあるのは2分の1を超える割合に改めてもよい。
- 2 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（不足金てん補準備金の共済金支払への充当）

第153条 この村（市町）は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

- 2 この村（市町）は、家畜共済及び園芸施設共済について、家畜共済及び園芸施設共済の区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、不足金てん補準備金金額をその支払に充てるものとする。
- 3 この村（市町）は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。
- 4 この村（市町）は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

（備考）

果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（特別積立金の積立て）

第154条 この村（市町）は、第149条第1号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎会計年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 この村（市町）は、第149条第2号又は第5号の勘定について、毎会計年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
- 3 この村（市町）は、第149条第3号の勘定について、果樹区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

- 4 この村（市町）は、第149条第4号の勘定について、畑作物区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

（備考）

果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

（特別積立金の取崩し）

第155条 この村（市町）は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該共済目的の種類に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

- 2 この村（市町）は、家畜共済及び園芸施設共済について、家畜共済及び園芸施設共済の区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 3 この村（市町）は、果樹共済について、果樹区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該果樹区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該果樹区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 4 この村（市町）は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。
- 5 この村（市町）は、第149条第1号から第5号までの勘定ごとに、毎会計年度、不足金てん補準備金の金額を不足金の補てんに充て、なお不足を生ずる場合には、特別積立金を不足金の補てんに充てることができるものとする。
- 6 この村（市町）は、議会の議決を経て、特別積立金を法第95条後段に規定する費用並びに法第96条及び法第96条の2第1項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。
- 7 この村（市町）は、共済目的の種類別の農作物共済、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分（第116条第3項に規定する畑作物無事戻区分をいう。）別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、特別積立金を無事戻金の支払に充てるものとする。
- 8 この村（市町）は、前各号に規定する場合のほか、議会の議決を経て、特別積立金をこの村（市町）の行う共済事業に関し必要な費用として農林水産大臣の定める費用の支払に充てることができるものとする。

（備考）

- 1 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済を行わない市町村にあつては、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 家畜共済について、無事戻しを行う市町村にあつては、第7項に当該共済事業

に係る規定を加える等所要の手直しを行うこと。

第4章 きよ出金の払いもどし

(きよ出金に相当する額の払いもどし)

第156条 この村（市町）は、この村（市町）との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときは、その者に対し、その者が〇〇農業共済組合に納付したきよ出金に相当する金額を払いもどすものとする。

第5章 農業共済事業運営協議会

(備考)

この章は、運営協議会を設置する場合の規定である。

(設置)

第157条 この村（市町）に、農業共済事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、村（市町）長の諮問に応じ、この条例による共済事業の運営に関する重要事項（共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項を除く。）について調査審議する。

(組織)

第158条 協議会は、委員〇人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、村（市町）長が議会の同意を得て委嘱する。

(1) 議会の議員 ○人以内

(2) この村（市町）との間に共済関係の存する者 ○人以内

(3) 前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者 ○人以内

(委員の任期)

第159条 協議会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(会長)

第160条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第161条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

第6章 損害評価会

(設置)

第162条 この村（市町）に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第163条 損害評価会は、前条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、村（市町）長が議会の同意を得て委嘱した委員〇人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第164条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によつて選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(会長)

第165条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(部会)

第166条 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会及び園芸施設共済部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもつて損害評価会の決議とすることができる。

6 前条第4項の規定は、部長会について準用する。

(備考)

部会を置かない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行なうこと。

(会議)

第167条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が損害評価会にはかつて定める。

第7章 雑 則

(家畜診療所)

第168条 この村（市町）に、家畜診療所を置く。

2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。

3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。

4 家畜診療所に関し必要な事項は、規則で定める。

(備考)

家畜診療所を置かない市町村にあつては、この条を削る等所要の手直しを行なうこと。

(新規開田地等についての特例)

第169条 昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であつてその日前3年間に於いて水稻の耕作が行われたことのないもの（以下「新規開田地等」という。）において行う水稻の耕作は、第25条第1項第1号、第26条第1項及び第28条第1項の規定の適用については、その耕地を行う者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、〇〇県（都道府）知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稻の耕作については、この限りでない。

- (1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和44年3月31日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稻の耕作を行うこととなつたこと。
- (2) 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかつたことにより法第150条の2第1項第2号に掲げる耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行うこととなつたこと。
- (3) 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。
- (4) 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他やむを得ない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。
- (5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

2 第25条又は第26条第3項の場合において、これらの規定によりこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうちに新規開田地等（前項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、その者とこの村（市町）との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(規則への委任)

第170条 この条例の施行上必要な事項は、規則で定める。

附 則

(備考)

この附則は新たに移譲を受けて共済事業を行う市町村の場合である。

- 1 この条例は、農業災害補償法第85条の3第3項の公示（同条第5項の公示を含む。）のあつた日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に〇〇農業共済組合の家畜共済に付されていた家畜であつて、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から2週間以内にこの村（市町）の家畜共済に付されたものについての第3条第2項第5号及び第6号の規定の適用については、この村（市町）の家畜共済に係る共済責任は、〇〇農業共済組合の家畜共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に〇〇農業共済組合の家畜共済に付されていた家畜（第56条第1項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して2年以上前から施行日まで引き続き〇〇農業共済組合の家畜共済に付されていたものに限る。）を施行日から2週間以内にこの村（市町）の個別共済関係に係る家畜共済に付する場合には、同項の規定は適用しない。
- 4 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第56条第2項の規定は適用しない。
 - （1）当該個別共済関係がこの村（市町）の家畜共済に係る個別共済関係であつて、施行日から2週間以内に新たに開始したものであること。
 - （2）当該個別共済関係に係る家畜が、第56条第1項の各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して2年以上前から施行日まで引き続き〇〇農業共済組合の家畜共済に付されていたものであること。
- 5 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第55条第1項の規定にかかわらず、家畜共済の共済掛金期間を1年未満とすることができる。
 - （1）当該家畜共済の共済関係が、施行日から2週間以内に開始したものであること。
 - （2）当該共済関係に係る家畜が、この条例の施行の際現に〇〇農業共済組合に付されていた家畜であること。
- 6 前項の規定により1年未満とされた共済掛金期間に係る加入者負担共済掛金の金額は、月割によつて計算する。
- 7 次の各号の要件のすべてに適合する場合には、第67条第1項本文の規定は適用しない。
 - （1）当該共済事故がこの村（市町）の家畜共済に係るものであること。
 - （2）当該共済事故に係る家畜が施行日から2週間以内にこの村（市町）の家畜共済に付されたものであること。
 - （3）当該共済事故に係る家畜が、この条例の施行の際現に〇〇農業共済組合の家畜共済に付されていたものであること。
 - （4）当該共済事故が、〇〇農業共済組合との間に存した共済関係において、法第111条の8第2項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。
 - （5）この村（市町）との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時ににおいて、当該開始の時ににおける共済価額が〇〇農業共済組合との間に存した家畜共済の共済関係の消滅の時ににおける共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又はこの村（市町）における第60条第1項で定める最低割合が当該組合における共済規程第〇条〇項で定める最低割合を超える場合において、当該開始の時ににおける共済価額にこの村（市町）における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

附 則

（備考）

この附則は、すでに共済事業を行なつている市町村が農業災害補償法の一部を改正

する法律（昭和38年法律第120号）及び同法に基づく命令の施行等に伴い、旧条例を全部改正する場合である。

- 1 この条例は、昭和39年2月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、同年〇月〇日から施行する。
- 2 改正後の〇〇村（市町）農業共済条例（以下「新条例」という。）第5条第4項（第27条第3項、第44条第2項、第63条第7項、第65条第9項、第85条第7項、第87条第7項及び第99条第3項において準用する場合を含む。）、第6条、第33条、第36条、第50条、第53条、第94条、第96条及び第97条第2項から第4項までの規定は、昭和39年4月1日から適用するものとし、昭和39年3月31日以前については、なお改正前の〇〇村（市町）農業共済条例（以下「旧条例」という。）第18条第2項（第45条第4項、第50条第5項、第51条第6項、第55条第3項、第57条第4項、第66条第2項及び第67条第3項において準用する場合を含む。）、第20条から第22条まで及び第73条から第76条までの規定の例によるものとする。

（備考）

家畜共済の加入者負担共済掛金の納付について分納を認めない市町村にあつては前のかつこ書中「、第85条第7項、第87条第7項」を削り、後のかつこ書中「第50条第5項」とあるのを「第50条第2項」と改める等所要の手直しを行なうこと。

- 3 新条例第27条から第32条まで、第34条、第44条から第49条まで及び第51条の規定は、水稻、陸稻及び蚕繭については昭和39年産のものから、麦については昭和40年産のものから適用するものとし、昭和38年以前の年産の水稻、陸稻及び蚕繭並びに昭和39年以前の年産の麦については、なお旧条例第4条、第5条、第18条、第19条及び第30条の規定の例によるものとする。
- 4 新条例第91条から第93条まで、第95条、第97条第1項及び第2項並びに第98条の規定は、昭和39会計年度の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理から適用するものとし、昭和38会計年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧条例第70条から第72条までの規定の例によるものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりこの村（市町）と農作物蚕繭共済加入者（旧条例第3条の農作物蚕繭共済加入者をいう。この項において同じ。）との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その農作物蚕繭共済加入者の営む新条例第20条又は第37条の業務の区分により新条例の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又はそのいずれか一の共済関係として、この村（市町）とその農作物蚕繭共済加入者との間に引き続き存するものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第29条（旧条例第58条において準用する場合を含む。）に規定する権利の時効については、なお従前の例による。
- 7 旧条例第77条の規定は、昭和39年3月31日までは、なおその効力を有する。
- 8 この村（市町）は、昭和38会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足分の処理の終了後直ちに、旧条例第72条（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた不足金てん補準備金の金額を村（市町）長が議会の議決を経て共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を村（市町）長が議会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分

し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第90条第1号の勘定に係る不足金てん補準備金として、蚕繭共済及び家畜共済にあつてはそれぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第2号及び第3号の勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

9 この村（市町）は、昭和38会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足分の処理の終了後直ちに、旧条例第72条（第4項の規定により、その規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額を村（市町）長が議会の議決を経て農作物共済及び蚕繭共済ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を村（市町）長が議会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第90条第1号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同条第2号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。

10 この村（市町）は、昭和38会計年度の決算に係る剰余金の処分又は不足分の処理の終了後直ちに、旧条例第72条（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた特別積立金の金額を村（市町）長が議会の議決を経て共済事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済にあつては当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を村（市町）長が議会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額を新条例第90条第1号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済及び家畜共済にあつては、それぞれ当該共済事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同条第2号又は第3号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

（備考）

共済事業を行なっている市町村が農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和41年法律第125号）および同法に基づく命令の施行等に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和42年1月20日農経B第161号〕

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第89条の2及び第89条の4を加える部分の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係については、この条例の施行の日の属する共済掛金期間の満了の時（その時までには当該共済目的たる家畜が変更後の〇〇村（市町）農業共済条例（以下「新条例」という。）第60条の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。
- 3 前項の死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が同項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、当該家畜共済加入者に払い戻すものとする。
- 4 前項の規定により払い戻す共済掛金は、新条例の規定により払い込むべき共済掛金と相殺するものとする。

- 5 この条例の施行の際現に存する生産共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 新条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係が、当該共済目的たる家畜が包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅した場合に準用する。
- 7 この条例の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜で当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係に係る家畜共済に付されたものについての新条例第3条第2項第5号及び第6号の適用については、当該個別共済関係に係る共済責任は、当該死廃病傷共済の共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 8 この条例の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜（新条例第67条第1項各号の一に該当するに至る2年以上前から引き続き当該死廃病傷共済に付されていたものに限る。次項において同じ。）を当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係に係る家畜共済に付する場合には、同項の規定を適用しない。
- 9 この条例の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜につき当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き個別共済関係が開始した場合には、新条例第67条第2項の規定は適用しない。
- 10 この条例の施行の際現に死廃病傷共済に付されている家畜については、次の各号の場合には、新条例第78条第1項本文の規定は適用しない。
- (1) 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した共済関係に係る死廃病傷共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものであること。
- (2) 当該家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該死廃病傷共済に付されており、かつ、当該死廃病傷共済の共済関係の消滅後引き続き当該共済事故に係る家畜共済に付されたものである場合
- 11 ○○村（市町）農業共済事業に係る出納その他の会計事務の一部に係る権限を収入役に行なわせる条例（昭和○○年条例第○○号）〔又は○○村（市町）農業共済事業に係る権限を収入役に行なわせる条例〕及び○○村（市町）農業共済事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例（昭和○○年条例第○○号）は、廃止する。

(備考)

共済事業を行なう市町村が、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和43年農林省令第67号）の施行に伴い、条例を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和44年2月12日44農経B339号〕

この条例は、○○○知事の認可のあつた日から施行する。ただし、改正後の附録第1は、昭和43会計年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。

(備考)

共済事業を行なう市町村が農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年農林省令第42号）の施行に伴い条例を変更する場合には、次の例により経過規定を

設けること。

附 則〔昭和44年8月4日44農経B第2193号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

附 則〔昭和46年12月25日46農経B第2930号〕

- 1 この条例の変更は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第5条第3項、第22条第2項、第27条第1項、第29条第1項、第32条、第35条、第37条第1項、第38条第1項、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項、第42条、第43条第1項、第45条、第46条第2項、第47条第1項並びに第49条第4項の改正に係る部分の規定は、同年2月1日から施行する。

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第22条第2項、第27条第1項、第29条第1項、第32条及び第35条の規定は、水稻及び陸稲については昭和47年産のものから、麦については昭和48年産のものから適用するものとし、昭和46年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和47年以前の年産の麦については、なお改正前の条例（以下「旧条例」という。）第22条第2項、第27条第1項、第29条第1項、第32条及び第35条の規定の例による。

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 3 新条例第3条第1項、第5条第3項、第37条第1項、第38条第1項、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項、第42条、第43条第1項、第45条、第46条第2項、第47条並びに第49条第4項の規定は昭和47年産の蚕繭から適用するものとし、昭和46年以前の年産の蚕繭については、なお旧条例第3条第1項、第5条第3項、第37条第1項、第38条第1項、第39条、第40条第1項及び第2項、第41条第1項、第42条、第43条第1項、第45条、第46条第2項、第47条並びに第49条第4項の規定の例による。

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行なうこと。

- 4 この条例の変更の施行前に開始し、この条例の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する加入者負担共済掛金については、なお従前の例による。

- 5 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律第79号）による改正前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号）第47条第2項の規定により納付された特別きよ出金は、新条例第100条の規定の適用については、農業共済基金法第46条第1項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

附 則〔昭和48年2月15日48農経B第212号〕

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則〔昭和49年2月8日49農経B第201号〕

この条例の変更は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、改正後の第49条第1項の規定は、昭和49年産の蚕繭から適用する。

附 則〔昭和50年5月31日50農経B第528号〕

- 1 この条例の変更は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。

- 2 改正後の条例第88条の16第1項の規定は、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし及びももについては昭和51年産のものから、なつみかんについては昭和52年産のものから適用するものとし、昭和50年以前の年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし及びもも並びに昭和51年以前の年産のなつみかんについては、なお改正前の条例第88条の16第1項の規定の例によるものとする。

(備考)

うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし又はももをその行う収穫
共済においてその共済目的の種類としない市町村にあつては、不要の部分を削る等
所要の手直しを行うこと。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和51年法律第30号）及び同法に基づく命令の施行等に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和51年12月1日51農経B3153号〕

- 1 この条例の変更は、昭和52年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ次の各号に掲げる日から施行する。

(1) 第3条第1項第2号、第42条、第43条、第46条、第49条及び第50条の改正に係る部分の規定 昭和51年12月1日

(2) 第3条第1項第3号及び同条第2項第6号、第16条、第33条、第36条、第50条、第53条、第54条、第56条、第61条、第63条、第66条、第69条、第71条、第72条、第76条、第80条、第88条の17、第88条の21、第95条から第98条まで並びに付録第1号及び付録第2号 昭和52年4月1日

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第27条、第29条、第30条、第32条、第32条の2及び第35条の規定は、水稻及び陸稲については昭和52年産のものから、麦については昭和53年産のものから適用するものとし、昭和51年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和52年産以前の年産の麦については、なお改正前の条例（以下「旧条例」という。）第27条、第29条、第30条、第32条及び第35条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 3 新条例第3条、第42条、第43条、第45条、第46条及び第49条の規定は、昭和52年産の蚕繭から適用するものとし、昭和51年以前の年産の蚕繭については、なお旧条例第3条、第42条、第43条、第45条、第46条及び第49条の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要な部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 4 この条例の変更の施行前に開始し、この条例の変更の施行後はなおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する組合員負担共済掛金については、なお従前の例による。
- 5 新条例第88条の6の2、第88条の8及び第88条の12の規定は、この条例の変更の施行後に共済責任期間の開始する収穫共済に関する果樹から適用するものとし、この条

例の変更の施行前に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹については、なお旧条例第88条の8及び第88条の12の規定の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和53年法律第57号）及び同法に基づく政省令等が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和54年2月24日54農経B第520号〕

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法（昭和48年法律第79号。以下「臨時措置法」という。）の廃止の際現に存する改正前の〇〇村（市町）農業共済条例（以下「旧条例」という。）第8章の規定に基づく畑作物共済の共済契約及び旧条例第9章の規定に基づく園芸施設共済の共済契約に係る共済事業については、なお従前の例による。
- 3 臨時措置法の廃止の際現に存する昭和54年産の農作物に係る旧条例第8章の規定による畑作物共済の共済契約については、前項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済契約の成立の時に改正後の〇〇村（市町）農業共済条例（以下「新条例」という。）の規定による畑作物共済の共済関係が成立したものとみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、当該畑作物共済の共済契約は、その成立の時にさかのぼって消滅するものとする。
- 4 前項の規定により成立したものとみなされる畑作物共済の共済関係に係る単位当たり共済金額は、新条例第88条の32第2項の規定にかかわらず、当該畑作物共済の共済目的の種類等（改正後の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の14第1項の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。）に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額として農林水産大臣が定める金額を限度とし、かつ、前項に規定する畑作物共済の共済契約により共済契約者が払い込むべき純共済掛金の10分の7に相当する金額をその者が払い込むべき当該共済関係に係る加入者負担共済掛金に相当する金額が超えないようにこの村（市町）が定める金額とする。ただし、共済契約者が、新条例第88条の32第2項で定める金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、この限りでない。

(備考)

- 1 臨時措置法に基づく畑作物共済及び園芸施設共済を行っていない市町村にあつては、第2項から第4項までを削る等所要の手直しを行うこと。
- 2 臨時措置法に基づく園芸施設共済のみを行っている市町村及び臨時措置法に基づく畑作物共済を行っている市町村であつて臨時措置法の廃止の際昭和54年産の農作物に係る臨時措置法の規定による畑作物共済の共済契約が存しない市町村にあつては、第2項中「以下「臨時措置法」という。」を削り、第3項及び第4項までを削ること。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を

指定する政令の一部を改正する政令（昭和54年政令第41号）及び同政令の制定に伴う関係省令等が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和54年 3 月 27 日 54農経B 第770号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

共済事業を行う市町村が、昭和54年11月29日農林水産省告示第1690号（農業災害補償法第106条第6項の規定に基づき蚕期に応じて主務大臣が定める区分を定める件の一部を改正する件）が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和54年11月29日 54農経B 第3434号〕

この条例は、〇〇県（都府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について（昭和55年 8 月 4 日 付 55農経B 第2169号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則〔昭和55年 8 月 4 日 55農経B 第2169号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく省令が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和55年11月29日 55農経B 第3593号〕

- 1 この条例の変更は、昭和55年12月 1 日から施行する。
- 2 改正後の条例第 3 条、第39条、第43条、第46条、第49条及び第52条の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の条例第 3 条、第39条、第43条、第46条、第49条及び第52条の規定の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和55年法律第31号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、条例の一部を変更する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔昭和56年 3 月 3 日 56農経B 第389号〕

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。ただし、第49条の規定は、〇〇〇知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 この条例の施行前に開始し、この条例の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する加入者負担共済掛金の規定については、なお従前の例による。
- 3 変更後の条例第 3 条、第88条の 2、第88条の 4、第88条の 5、第88条の 9 から第88条の14まで、第88条の16及び第88条の18から第88条の20までの規定は、この条例の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお変更前の条例第

3条、第88条の2、第88条の4、第88条の5、第88条の9から第88条の14まで、第88条の16及び第88条の18から第88条の20までの規定に例による。

- 4 変更後の第88条の56の規定は、この条例の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお変更前の第88条の56の規定の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令（昭和56年政令第27号）が施行されることに伴い、条例の一部を変更する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和56年3月17日56農経B第884号〕

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則〔昭和56年9月7日56農経B第2629号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

附 則〔昭和57年1月25日57農経B第113号〕

- 1 この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の条例第29条第2項の規定は、水稻及び陸稻については昭和57年産のものから、麦については昭和58年産のものから適用するものとし、昭和56年以前の年産の水稻及び陸稻並びに昭和57年以前の年産の麦については、なお変更前の条例第29条第2項の規定の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業共済組合連合会模範定款例等の一部改正について（昭和58年9月27日付け58農経B第2553号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔昭和58年9月27日58農経B第2553号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

附 則〔昭和60年11月1日60農経B第3335号〕

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （1）第3条第1項第6号、第44条、第46条、第47条、第48条、第53条、第88条の30、第88条の32、第88条の33、第88条の34及び第88条の40の改正規定 昭和60年12月1日
- （2）第3条第1項第2号、第27条、第29条、第30条、第31条、第36条、第88条の2、第88条の6の2、第88条の8、第88条の10、第88条の11、第88条の12、第88条の13、第88条の14、第88条の15及び第88条の21の改正規定 昭和61年2月1日

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

- 2 変更後の第3条第1項第3号及び第2項第7号、第54条、第55条、第57条第1項第2号、第58条、第61条、第63条第3項、第68条第1項、第69条、第72条、第73条第2項及び第3項、第74条第1項、第78条第1項第4号並びに第88条の規定は、この条例の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

- 3 変更後の第88条の47の2、第88条の54、第88条の55及び第88条の64の規定は、この条例の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

(備考)

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削除する等所要の手直しを行うこと。

附 則〔昭和62年2月20日62農経B第413号〕

- 1 この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の第88条の49第3項の規定は、昭和62年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお変更前の第88条の49第3項の規定の例による。

(備考)

昭和62年4月1日以後に都道府県知事の条例の変更の認可を受ける市町村にあつは、第2項中「昭和62年4月1日」を「この条例の変更の施行の日」に改める等所要の手直しを行うこと。

附 則〔平成元年10月3日元農経B第2685号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成5年7月30日5農経B第1968号〕

- 1 この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の条例の規定は、平成6年産の水稻、陸稲及び麦から適用するものとし、平成5年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成5年法律第35号）及び同法に基づく政省令が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成5年10月8日5農経B第2376号〕

- 1 この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 蚕繭共済に係る改正後の条例の規定は、平成6年産の蚕繭から適用するものとし、平成5年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
- 3 果樹共済に係る改正後の条例の規定は、平成6年2月1日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。
- 4 畑作物共済に係る改正後の条例の規定は、次項の規定が適用される場合を除き、平成5年11月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。

- 5 畑作物共済に係る改正後の条例の規定は、さとうきびについては平成7年産のものから適用するものとし、平成6年以前の年産のものについては、なお従前の例による。
- 6 園芸施設共済に係る改正後の条例の規定は、平成6年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について（平成11年2月3日付け11農経B第192号農林水産事務次官依命通達）の施行に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過規定を設けること。

附 則〔平成11年4月21日11農経B第1160号〕

- 1 この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の条例の規定は、平成12年産の麦から適用するものとし、平成11年以前の年産のものについては、なお、従前の例による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）並びに同法に基づく政省令が施行されることに伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により経過措置を設けること。

附 則〔平成12年6月12日12農経B第1231号〕

（備考）

改正しない規定がある場合には、不要の部分を削る等所要の手直しを行うこと。

- 1 この条例の変更は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第3条第1項第1号、第5条第3項、第26条第1項第11号並びに第2項第2号及び第3号、第27条第2項、第28条第11号、第29条、第32条、第32条の○並びに第35条の規定は、水稻及び陸稲については平成12年産のものから、麦については平成13年産のものから適用するものとし、平成11年以前の年産の水稻及び陸稲並びに平成12年以前の年産の麦については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第3条第1項第3号並びに第2項第5号及び第6号、第16条第4項、第63条、第72条第5項並びに第86条の規定は、平成12年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第3条第1項第6号、第19条の3、第88条の22から第88条の26まで、第88条の28から第88条の33まで、第88条の35及び第88条の37から第88条の40までの規定は、平成13年産の蚕繭から適用するものとし、平成12年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

（備考）

12年産の蚕繭に関して、単位当たり共済金額等を従前の例によらず規定する必要がある市町村にあつては、この項にただし書で規定すること。

- 5 平成13年度から平成15年度までの間における蚕繭に係る畑作物共済の加入者ごとの各共済関係についての変更後の第88条の40の規定の適用については、平成12年度以前の年度において共済責任期間が満了した当該加入者ごとの蚕繭共済の各共済関係を平成12年度以前の年度における当該加入者ごとの当該畑作物共済に係る各共済関係とみ

なす。

- 6 変更後の第88条の54の規定は、平成12年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前による。

【備考】

共済事業を行う市町村が、中央省庁等改革に伴う農林水産省経済局関係通知の整備について（平成13年1月5日付け12農経A第1768号農林水産事務次官依命通知）の施行に伴い、条例の一部を改正する場合には、次の例により附則を設けること。

附 則〔平成13年1月5日12農経A第1768号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

附 則〔平成14年1月11日13経営第5253号〕

この条例の変更は、〇〇県知事の認可のあった日から施行し、平成14年1月11日から適用する。

附 則〔平成14年4月1日13経営第7020号〕

この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則〔平成14年7月1日14経営第1907号〕

この条例は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

別 記〔第128条関係〕

$$\frac{n}{12}$$

nは、当該共済責任期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）

付録第1〔第152条関係〕

$$3 \sum S (q_1 - P_1) (1 - r)$$

Sは、当該会計年度にその共済責任期間が開始する当該共済目的の種類（以下「対象農作物」という。）に係る総共済金額

q_1 は、対象農作物に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物に係る農作物通常共済掛金標準率

rは、対象農作物に係る農作物通常責任保険歩合

（備考）

農作物共済の共済事故等による種別が2つ以上存する市町村にあつては、付録第1を次のように規定すること。

$$3 \sum S (q_1 - P_1) (1 - r)$$

Sは、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済目的の種類に係る農作物共済の共済事故等による種別（以下「対象農作物区分」という。）ごとの総共済金額

q_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常標準被害率

P_1 は、対象農作物区分に係る農作物通常共済掛金標準率（法第85条第4項の規定に

より農林水産大臣が指定した地域において行う農作物共済の共済目的たる水稻に係るものにあつては、当該水稻に係る農作物共済掛金標準率に当該水稻に係る法第86条第2項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率から当該水稻に係る農作物異常共済掛金標準率に当該水稻に係る法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率を、当該農作物通常共済掛金標準率から差し引いて得た率。)

r は、対象農作物区分に係る農作物通常責任保険歩合

付録第2〔第152条関係〕

$$\frac{1}{2}(L_1 - F_1) + \frac{1}{3}Su$$

L₁ は、当該会計年度の当該共済目的の種類に係る第1次限度額

F₁ は、当該会計年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額

Su は、当該会計年度の当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額

附 則〔平成21年2月1日21経営第5586号〕

- 1 この条例の変更は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 3 改正後の第21条、第60条第6項から第8項まで、第71条の2、第71条の3第1項（第71条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第95条の3、第95条の4第1項（第95条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第114条の3、第114条の4第1項（第114条の3の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第3号、第137条の2並びに第137条の3第1項（第137条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第73条第1項及び第2項並びに第139条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第73条第3項及び第139条第3項の規定を適用する。

附 則（平成22年3月30日21経営第7191号）

この条例の変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日23経営第670号）

- 1 この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）の施行の日（平成23年 月 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第3条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済

については、なお従前の例による。

附則（平成23年 9 月30日23経営第1814号）

- 1 この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成23年10月 1 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 変更後の第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附則（平成27年 1 月 9 日26経営第2541号）

この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成27年 2 月 1 日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附則（平成27年 4 月27日26経営第3588号）

この条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。